

令和2年第1回

太子町議会定例会会議録

開会 令和2年3月3日

閉会 令和2年3月19日

太子町議会

令和2年 第1回太子町議会定例会会議録目次

第1日（3月3日）

開会宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期決定の件	5
議案第1号 太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件（町長提出議案）	6
議案第2号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について（町長提出議案）	6
議案第3号 太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件（町長提出議案）	7
議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件（町長提出議案）	7
議案第5号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）	7
議案第6号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第7号）（町長提出議案）	9
議案第7号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（町長提出議案）	9
議案第8号 平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）（町長提出議案）	9
議案第9号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）	9
議案第10号 令和2年度太子町一般会計予算（町長提出議案）	11
議案第11号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案）	11
議案第12号 令和2年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）	11
議案第13号 令和2年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）	11
議案第14号 令和2年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）	11
議案第15号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議案）	

案)	11
議案第16号 令和2年度太子町下水道事業会計予算(町長提出議案)	11
請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求め める請願	14
諸般の報告(監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会)	16
散 会	20

第2日(3月17日)

開 議	23
一般質問	23
散 会	52

第3日(3月19日)

開 議	56
議案第1号 太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件(福祉文 教常任委員長報告)	56
議案第2号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約 の変更に関する協議について(福祉文教常任委員長報告)	56
議案第3号 太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件(総務ま ちづくり常任委員長報告)	56
議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件(総務まちづ くり常任委員長報告)	56
議案第5号 太子町国民健康保険条例中改正の件(福祉文教常任委員長報 告)	56
議案第6号 平成31年度太子町一般会計補正予算(第7号)(予算常任委 員長報告)	56
議案第7号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (福祉文教常任委員長報告)	56
議案第8号 平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)(福祉	

	文教常任委員長報告) ……………	56
議案第9号	平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (福祉文教常任委員長報告) ……………	56
議案第10号	令和2年度太子町一般会計予算(予算常任委員長報告) ……………	56
議案第11号	令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算(福祉文教常任 委員長報告) ……………	56
議案第12号	令和2年度太子町山田財産区特別会計予算(総務まちづくり 常任委員長報告) ……………	56
議案第13号	令和2年度太子町春日財産区特別会計予算(総務まちづくり 常任委員長報告) ……………	56
議案第14号	令和2年度太子町介護保険特別会計予算(福祉文教常任委員 長報告) ……………	56
議案第15号	令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算(福祉文教常 任委員長報告) ……………	56
議案第16号	令和2年度太子町下水道事業会計予算(総務まちづくり委員 長報告) ……………	56
請願第1号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求 める請願(福祉文教常任委員長報告) ……………	56
	閉会中の継続審査の申し出について……………	79
	閉 会……………	79

【第 1 日】

令和2年 第1回太子町議会定例会会議録

令和2年3月3日(火) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	羽山茂男君	6番	西田いく子君
2番	中村直幸君	7番	山田強君
3番	辻本馨君	8番	寺町幸雄君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	森田忠彦君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	住民人権課長	米田正径君
副町長	松村勝之君	危機管理課長	村上正規君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	西本武史君
総務部長	今川新八君	地域整備課長	小角孝彦君
まちづくり推進部長	浅野達雄君	生活環境課長	浅井尚和君
健康福祉部長	横田勝君	子育て支援課長	小路展裕君
教育次長	田中清君	福祉課長	松岡健一君
秘書課長	堀内孝茂君	高齢介護課長	東條信也君
総務政策課長	奥埜哲生君	健康増進課長	松井靖君
財政課長	吉田雅樹君	保険医療課長	子安逸二君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	教育総務課長	池田貴則君
税務課長	林達也君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案第 1号 太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件（町長提出議案）
- 日程第4 議案第 2号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について（町長提出議案）
- 日程第5 議案第 3号 太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第6 議案第 4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第7 議案第 5号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第 6号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第7号）（町長提出議案）
- 日程第9 議案第 7号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（町長提出議案）
- 日程第10 議案第 8号 平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）（町長提出議案）
- 日程第11 議案第 9号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第12 議案第10号 令和2年度太子町一般会計予算（町長提出議案）
- 日程第13 議案第11号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第14 議案第12号 令和2年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第15 議案第13号 令和2年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第16 議案第14号 令和2年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第17 議案第15号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議案）

議案)

日程第18 議案第16号 令和2年度太子町下水道事業会計予算(町長提出議案)

日程第19 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を
求める請願

日程第20 諸般の報告(監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会)

○議長（森田忠彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会が招集されました。皆様におかれましては、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

ここで、閉会中の議員辞職についての報告がございます。

去る1月14日に田中祐二氏から辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、議長である私が1月15日付で許可し、1月20日をもって辞職となりました。

又、先般より発生しております新型コロナウイルス感染症への対応として、本定例会の本会議、委員会及び全員協議会において、議員、職員及び傍聴者においてはマスクの着用を必須とすることに致しましたので、ご理解、ご協力をお願い致します。

それでは、開会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（浅野克己君） おはようございます。令和2年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

花のつぼみもほころび、春の足音を感じる季節となりましたが、本日、定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず始めに、先日の武田河南町長の突然の悲報にはただただ驚くばかりであり、惜別の念を禁じ得ません。改めましてここに、ご生前のご厚情に深く感謝すると共に、故人の功績をしのび、心からご冥福をお祈り申し上げます。

又、この度の新型コロナウイルス感染拡大に伴う国よりの要請等から、昨日より町立幼稚園並びに町立小中学校を、春休みまでの間、休校としたところであります。今後の保護者、園児並びに児童生徒に対する対応につきましては、国、府等の動向を注視しながら適切に対応して参りたいと考えておりますので、議員の皆様方にはご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会へ提出致します案件でございますが、事件議決案と致しまして太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件、他1件、条例案と致しまして太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件、他2件、予算案としまして、補正予算案で平成31年度太子町一般会計補正予算（第7号）、他3件、当初予算案としまして令和2年度太子町一般会計予算、他6件の以上合わせまして16件でございます。

尚、令和2年度当初予算案につきましては、4月の町長選挙を控えまして、義務的経

費を中心に計上した、所謂、骨格予算として編成しておりますが、継続事業である地域公共交通事業を始め、聖徳太子没後1400年事業や観光案内所整備事業を計上する等、持続可能なまちづくりや活性化の推進、観光振興に配慮した予算として調製致しております。

又、各議案の内容につきましては改めて説明をさせていただきますので、何卒よろしくご審議を頂き、ご議決賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。

これより令和2年第1回太子町議会定例会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付しております通りでございます。

○議長(森田忠彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、辻本議員、4番、村井議員を指名致します。

○議長(森田忠彦君) 日程第2、会期決定の件を議題と致します。

今回の定例会については、2月25日に開催されました議会運営委員会において検討頂きました結果、会期は本日3月3日から19日までの17日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森田忠彦君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月19日までの17日間と決定致しました。

尚、定例会の運営予定ですが、お手元に配付しております通り、本日は、提出されました全ての議案及び請願を上程致しまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させて頂きたいと思っております。

次に、委員会の日程ですが、4日と10日に総務まちづくり常任委員会を、5日と11日に福祉文教常任委員会を、6日と9日に予算常任委員会をそれぞれ開催したいと思

います。尚、審議が残りましたら12日の予備日を充てて頂きたいと思います。又、追加議案等がございましたら、同じく12日の議会運営委員会と全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

17日に一般質問で本会議を再開させて頂きますが、この一般質問の通告締め切りにつきましては5日の午後5時とさせて頂きます。

19日に最終本会議を開催させて頂きまして、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告でございますが、本日は、監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪広域水道企業団議会の報告の3件を行って頂く予定をしております。

尚、本会議の再開通知は省略させて頂きまして、ご出席のほど、よろしくお願い致します。又、本定例会までに受理致しました陳情・要望書等につきましては、幹事長会にて取り扱いを決めて頂き、措置をしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（森田忠彦君） 日程第3、議案第1号及び日程第4、議案第2号、これら2件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件の提案理由を申し上げます。

太子町立総合福祉センターの効率的かつ効果的な管理を目的に、平成27年度から5年間、社会福祉法人太子町社会福祉協議会を管理者として指定しております。この度、その指定管理期間が本年度末で終了することに伴い、令和2年度以降の指定管理者を新たに指定する必要がありますので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理に係る主な業務内容につきましては、施設管理に加え、センター利用者に対する各種相談事業や健康の増進、教養の向上及びレクリエーション事業の他、社会福祉団体及びボランティア団体等の地域福祉関係者の利用の促進に関することとしております。

選定に当たりましては、財務諸表から経営状況の安全性、健全性が良好な状況であると共に、過去5年間の管理運営実績において町内全域で地域福祉の向上に寄与する活動

を展開していること、又、本町と地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結している等、社会福祉法人太子町社会福祉協議会が指定管理者として適任であると判断致しましたので、引き続き、管理者として指定するものでございます。

尚、指定管理の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本年4月1日より介護認定審査会の執務場所を河南町から太子町に変更することに伴う規約変更の協議について、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件及び議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての2件は福祉文教常任委員会に付託致します。

○議長（森田忠彦君） 日程第5、議案第3号から日程7、議案第5号まで、これら3件を一括議題と致します。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今川新八君） 議案第3号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、住民等の交通手段の確保と住民福祉の向上に資する為、太子町地域公共交通運行計画のうち支線交通の実証運行を行うに当たり、道路運送法第78条第2項及び第79条の規定に基づいた自家用有償旅客運送を運行する為に必要な規定を定めるもの

でございます。

主な制定内容と致しましては、運行路線、運行の制限、使用料及びその減免還付、利用者の遵守事項等を定めるものでございます。

以上、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第4号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、先の令和元年9月議会においてご議決頂きました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、本年4月の会計年度任用職員制度の導入を進めていたところ、本年1月17日付の総務省通知等により、同様にご議決を頂いた条例について一部改正の必要が生じたものでございます。

主な改正内容と致しましては、会計年度任用職員の服務や公務災害の取り扱い等に関して、関連する職員の服務の宣誓に関する条例の他1条例に所要の改正と経過措置に関する規定の整備を行うというものでございます。

以上、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第5号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、大阪府国民健康保険運営方針に定める基準及び本年1月29日に公布された国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に基づき、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減措置の基準を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、保険料の賦課限度額につきまして、中間所得者層の負担を軽減する為、令和2年度の国民健康保険料の医療分を大阪府の統一基準に改め、又、保険料の5割軽減及び2割軽減における国基準の軽減枠拡充に伴い、本町もその基準に改めるものでございます。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第3号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件、議案第4号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件の2件は総務まちづくり常任委員会に、議案第5号、太子町国民健康保険条例中改正の件は福祉文教常任委員会に付託致します。

○議長（森田忠彦君） 日程第8、議案第6号から日程第11、議案第9号まで、これら4件を一括議題と致します。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今川新八君） 議案第6号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第7号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出総額からそれぞれ4千385万2千円を減額し、総額を55億4千688万8千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては障がい者の自立支援に係る給付、保育所運営委託費や磯長小学校トイレ改修工事に伴う経費等を増額すると共に、年度末を迎え、各種事業費の精査に伴う減額を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源の措置を行うと共に、事業費等の精査に伴い、国・府支出金、財政調整基金繰入金及び町債等の精査をあわせて行っております。

尚、地域公共交通事業、プレミアム付商品券事業及び磯長小学校改修事業に係る経費につきましては、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費として措置を行っております。

以上の通り本補正予算を提案するものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ281万1千円を追加し、総額を15億5千585万3千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、まず、歳出につきましては、平成31年2月に受

検致しました会計検査院実地検査におきまして、国民健康保険財政調整交付金算定の基礎となる数値の誤りについて指摘があり、過大交付となった交付金を国庫に返還するものでございます。一方、歳入につきましては、財政調整基金繰入金で措置しております。

以上の通り本補正予算を提案するものであります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ823万9千円を追加し、総額を12億4千106万6千円とするものであります。

本補正予算の内容でございますが、まず、歳出につきましては、特定個人情報データ標準レイアウト変更に伴う介護保険システム改修委託料の増額及び介護サービス利用の増加に伴う介護サービス給付費等の増額を行っております。一方、歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金及び繰入金の増額を行っております。

以上の通り本補正予算を提案する次第であります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額に559万5千円を追加し、総額を2億182万9千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、まず、歳出につきましては、被保険者数や所得が当初予算編成時の見込みを上回る増加となり、後期高齢者医療保険料を広域連合に納付する歳出予算であります広域連合納付金が不足することから増額を行うものでございます。一方、歳入につきましては、同様の理由から、後期高齢者医療保険料を増額する措置を行っております。

以上の通り本補正予算を提案するものであります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第6号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第7号）は予算常任委員会に付託致します。議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第8号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第9号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の3件は福祉文教常任委員会に付託致します。

○議長（森田忠彦君） 日程第12、議案第10号から日程第18、議案第16号まで、これら7件を一括議題と致します。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今川新八君） 議案第10号、令和2年度太子町一般会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和2年度の予算は、任期満了に伴う町長選挙が4月に執行されることにより、所謂、骨格予算として編成を致しております。

本補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億8千498万7千円で、前年度に比べ2億182万3千円、3.8%の減額と致しております。

まず、歳入につきましては、予算編成の柱となります町税では、町民税や固定資産税の増により、前年度に比べ1千700万円増額の14億2千610万円を計上させて頂いております。又、地方交付税につきましては、地方財政計画や過去の交付額実績等を勘案し、前年度に比べ6千万円増額の14億8千万円を計上致しております。

一方、歳出につきましては、義務的経費を中心に計上致しておりますが、前年度からの継続事業である地域公共交通事業や観光まちづくりの拠点整備事業及び総合スポーツ公園トイレ改修事業等につきましては本予算に計上致しております。

以上の通り本予算を提案する次第であります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第11号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ14億4千218万1千円で、前年度に比べ8千4

70万8千円、5.5%減となっております。

歳入につきましては、保険料で1人当たりの医療費や後期高齢者支援金、介護納付金が年々増加していることから、被保険者数の減少があるものの、前年度とほぼ同額の3億832万7千円の保険料を計上致しております。

次に、府支出金では、保険給付費の減少により、前年度に比べ8千520万円減の10億1千295万3千円を計上致しております。又、諸収入では、第三者行為による損害賠償金の減を見込んだこと等により、21万3千円を計上致しております。

歳出につきましては、本町が収納した保険料や保険基盤安定繰入金等を大阪府に納付する国保事業費納付金は、保険料と同様に1人当たりの医療費等の増加等の影響を受けて、昨年度に比べ184万円増の4億2千421万4千円を計上致しております。

次に、歳出の大半を占めます保険給付費につきましては、過去の実績等を考慮し、1人当たり医療費は、今年度の見込みに比べ約3%程度の増を見込んでいるものの、医療費の増加を上回る被保険者数の減少が見込まれることから、前年度に比べ8千588万3千円減の9億4千998万2千円を計上致しております。又、保険事業費では、特定健診や特定保健指導、人間ドックの助成経費等として、前年度に比べ42万円増の2千244万6千円を計上致しております。

以上の通り本予算を提案する次第であります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（今川新八君） 議案第12号、令和2年度太子町山田財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ430万円で、前年度比71.6%の減となっております。

歳入につきましては下請料及びN T T用地賃借料等の財産収入及び基金繰入金等の計上を行っております。

歳出につきましては財産の管理に係る費用等を計上致しております。

以上の通り本予算を提案する次第であります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第13号、令和2年度太子町春日財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ91万1千円で、前年度比1.9%の減額となっております。

歳入につきましては基金利子や財産貸付収入及び基金繰入金等を計上させて頂いております。

歳出につきましては財産管理に係る費用等を計上致しております。

以上の通り本予算を提案する次第であります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第14号、令和2年度太子町介護保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ13億3千211万8千円で、前年度に比べ1億2千94万1千円、10.0%の増となっております。

歳入につきましては保険料、又、負担金及び交付金等を介護給付費等に伴うそれぞれの負担割合により計上しております。

一方、歳出につきましては、予算の大半を占める保険給付費で、介護サービス利用の増加等により、前年度に比べ9.1%増の12億1千872万2千円を計上致しております。

又、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業及び包括的支援事業等の地域支援事業費は8千364万9千円を計上致しております。

以上の通り本予算を提案する次第であります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ2億2千187万8千円で、前年度に比べ2千564万4千円、13.1%の増となっております。

歳入につきましては、保険料及び一般会計からの繰入金等を計上致しております。

一方、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合への納付金及び収納に係る事務費等を計上致しております。

以上の通り本予算を提案するものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次に、まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 議案第16号、令和2年度太子町下水道事業会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の内容でございますが、まず、収益的収支につきましては、収入で3億3千888万3千円。主なものと致しまして下水道使用料、補助金等を計上しております。支出で3億6千155万8千円。主なものと致しまして人件費、流域下水道維持管理負担金、企業債支払利息等を計上しております。

次に、資本的収支でございますが、収入で1億9千402万9千円。主なものと致しまして企業債他会計支出金、国庫補助金等を計上しております。支出で2億6千927万1千円。建設改良費と企業債元金償還金を計上しております。尚、資本的支出で不足する額は当年度分の損益勘定留保資金等で補填をしております。

以上の通り本予算を提案する次第でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第10号、令和2年度太子町一般会計予算は予算常任委員会に付託致します。

議案第12号、令和2年度太子町山田財産区特別会計予算、議案第13号、令和2年度太子町春日財産区特別会計予算、議案第16号、令和2年度太子町下水道事業会計予算の3件は総務まちづくり常任委員会に付託致します。

議案第11号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算、議案第14号、令和2年度太子町介護保険特別会計予算、議案第15号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の3件は福祉文教常任委員会に付託致します。

○議長（森田忠彦君） 日程第19、請願第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願、これを議題と致します。

請願の紹介議員に説明を求めます。

阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 請願第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願についてご説明致します。

請願団体として、全日本年金者組合太子・河南支部の今田氏、書記長の高谷氏から請願を受けております。その紹介議員として説明させていただきます。説明は請願趣旨に沿って説明させていただきます。

高齢化に伴い耳が聞こえにくくなって、仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えています。加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にする等、生活の質を落とす大きな原因となっています。最近では、加齢性難聴によるコミュニケーションの減少によって脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられています。加えて、背後からの車両の接近に気づけなくなる等、事故や犯罪被害にも遭いやすくなることが懸念されています。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差ありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円から20万円であり、保険適用でない為、全額負担となります。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除が受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

補聴器の更なる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことが出来、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。よって、国においては加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを求めます。

貴議会として、政府に対し下記事項にかかわる意見書を採択されるよう請願致します。記。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める。

地方自治法第99条による意見書を提出してください、ということです。

以上を説明とし、提案するものであります。何卒ご審議の上、ご議決頂きますようお願い致します。

○議長（森田忠彦君） 只今、請願についての説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようですので、質疑を終わります。

請願第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願は福祉文教常任委員会に付託致します。

○議長（森田忠彦君） 日程第20、諸般の報告を議題と致します。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承をお願い致します。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

村井議員。

○4番（村井浩二君） 2月14日、令和2年第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容をご報告申し上げます。

当日、定例会では4件の提出案件がございました。

順に申し上げますと、1、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和元年の人事院勧告に伴い、富田林市に準じ、令和元年12月23日付で専決処分したもので、原案通り承認されました。

2、議案第1号、令和元年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）は、第2清掃工場基幹的設備改良事業費、残滓処理事業費、人件費及び業務委託の債務負担行為のそれぞれの補正により1億837万8千円の減額を行い、補正後の額を23億7千346万9千円にするもので、原案通り可決されました。

3、議案第2号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計予算は、予算総額35億380万5千円で、対前年度10億2千626万円、41.4%増となっております。

事項別明細の説明は省略させていただきますが、予算の主な特徴として、ごみ・し尿の排出量推移については、令和2年度、ごみは8万1千800トン、し尿は2万1千900キロリットルと予測しております。

人件費については、組合全体において3億4千790万7千円を計上しており、対前年度861万4千円、2.5%増となっております。

施設の維持管理経費については、3施設全体の維持補修費は2億8千553万円とな

っており、創意工夫により、対前年度2千929万1千円の経費削減を行っております。

又、物件費では10億3千646万5千円、対前年度321万2千円の減となっております。主な内訳として、需用費における薬品使用量の見直し、電気使用量の節減等により1千263万5千円の減となっております。

公債費については、資源再生センターの建設事業債は平成30年度で完済し、清掃工場の建設事業債において、本年度から第2清掃工場基幹的設備改良事業債及び残滓処理事業債の償還開始に伴い、803万5千円を計上しております。今後、各施設の改良事業における地方債借り受けに伴う起債償還金の計上により公債費が増となることを見込まれます。

普通建設事業費については、第2清掃工場基幹的設備改良事業として、令和元年度から3ケ年の継続事業にて総額25億1千130万円にて実施しており、令和2年度は13億254万3千円の事業を予定しております。

又、資源再生センターの基幹的設備改良工事として令和2年度から2ケ年を予定しており、本年度は4千293万2千円を予定しております。

令和2年度の太子町の分担金については、ごみで6千782万5千円、し尿で2千824万5千円、シール負担金で49万3千円、合計9千656万3千円となっております。

尚、審議において、災害廃棄物処理に関する考え方についての質疑があり、現在、環境省の補助事業である災害廃棄物処理計画策定のモデル事業に構成市町村と組合が参画しており、次年度以降、各市町村の災害廃棄物処理計画の策定に当たり、組合の処理・処分に関する事項を盛り込んでいく予定であるとのことでした。

以上が令和2年度予算の特徴で、原案通り可決されました。

4、監査報告第1号、例月出納検査の結果報告については、令和元年度10月から12月の監査結果の報告があり、適正に処理されていたとのことでした。

以上、簡単ではございますが、令和2年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 続きまして、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

阪口議員。

○5番（阪口 寛君） それでは、令和2年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会が先日、2月14日に開催されました。つきましては、内容のご報告を申し上げます。

当日の議題につきましては、付議案件として企業長提出議案が7件、諸般の報告として監査委員報告が2件でありました。

第1号議案、大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件につきましては、地方自治法の改正に伴い規定の整備を行うもので、施行期日は令和2年4月1日からであります。

第2号議案、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る為の関係法律の整備に関する法律の施行により地方公務員法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので、施行期日は公布の日です。

第3号議案、非常勤職員の災害補償に関する条例等一部改正の件につきましては、地方公務員法の改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、給与が支給されることとなるフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額についての規定を定める他、所要の改正を行うもので、施行期日は、第1条は令和2年4月1日、第2条及び第3条は公布の日です。

第4号議案、令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件につきましては、令和元年度の水道事業の会計予算についての所要の補正を行うもので、水道用水供給事業で40億8千700万円の減額、市町村域水道事業で2億5千200万円の増額を行うものです。

第5号議案、令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件につきましては、令和元年度の工業用水道事業会計予算についての所要の補正を行うもので、補正予算額は24億4千万円の減額を行うものです。

第6号議案、令和2年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件につきましては、令和2年度の水道事業会計予算を定めるもので、水道用水供給事業で予算額702億9千700万円、市町村域水道事業で予算額97億6千600万円です。

第7号議案、令和2年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件につきましては、令和2年度の工業用水道事業会計予算を定めるもので、予算額は172億9千400万円です。

又、監査委員報告として、地方自治法の規定に基づき監査を執行した結果の報告を提出する監査の結果に関する報告の提出、及び地方自治法の規定に基づき例月現金出納検査を執行した結果の報告を提出する例月現金出納検査の結果に関する報告の提出がござ

いました。

条例改正案及び補正予算案、令和2年度当初予算の各案につきまして原案通り可決、又、報告2案件につきまして全て承認されました。

尚、2月4日に開催されました全員協議会におきまして、市町村域水道事業（太子町水道事業）の財政収支を含む2020年から2029年の10年間における大阪広域水道企業団経営戦略の概要についての資料の提示がございましたので、2月定例会の議案書とあわせて資料の添付を行っております。

皆さんにお配りしているこの議案書の最後の方に大阪広域水道企業団経営戦略概要があります。この辺りにちょっと太子町に関係することが出てきておりますので、そのご説明を少しさせていただきます。

1頁の水処理課題に対応した施設整備という所で、紫外線処理設備の導入（太子町水道事業）と書いておりますけれども、これが太子町に関係する、10年間の企業団の経営戦略のうちの安全に関する問題で、太子町で紫外線処理設備の導入を行います。

これは何かといいますと、太子町は70%を自己水でやっておりますので、それに対する安全対策として、クリプトスポリジウムという寄生性の原虫、家畜由来のものなんですけれども、それが入り込まないように紫外線で除去すると。この原虫は塩素殺菌では退治出来ませんので、太子町についてはこの設備を導入するということです。それが経営戦略の中の1つであります。

それから、もう一つの説明で、一番最後の6頁に太子町水道事業の収益的収支の問題で、本来、太子町は単年度損益で赤字になることのないようなあれでしたけれども、人口減少とか企業が少なくなっているということで水需要が減っているということで、この試算でいきますと令和7年度に単年度で赤字が出るということで、令和11年度に向けてそういう形になる訳ですけれども、赤字になって直ちに料金改定が行われるかという懸念に対して、説明では、この表の一番右側の方にも明らかなように、資金残高というのが太子町は8億円ほど、今年でもまだ7億円4千200万円ありますし、ずっと資金残高、剰余金はありますので一応カバー出来るので、直ちに令和7年度から値上げにはならない、令和11年度まではこのように値上げせずに済むだろうということです。

それとあわせて、太子町で主な事業内容はどういうことがあるかということで、今、取り組んでいるのは板屋橋浄水場の監視・制御設備更新工事1億7千万円、それから、今年度、特に新しい事業としては送水管の布設工事、山田地区で2千500万円で行わ

れるというようなことがありました。太子町に関することはそういうことであります。

以上をもちまして令和2年度第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会の報告とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 以上で、諸般の報告を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了致しました。

よって、会議を散会と致します。

本日はご苦労様でした。

（午前10時25分 散会）

【第 2 日】

令和2年 第1回太子町議会定例会会議録

令和2年3月17日（火） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	羽山茂男君	6番	西田いく子君
2番	中村直幸君	7番	山田強君
3番	辻本馨君	8番	寺町幸雄君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	森田忠彦君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	村上正規君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	小角孝彦君
総務部長	今川新八君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	浅野達雄君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	横田勝君	福祉課長	松岡健一君
教育次長	田中清君	高齢介護課長	東條信也君
秘書課長	堀内孝茂君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	吉田雅樹君	教育総務課長	池田貴則君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	林達也君	学校給食C所長	富田昌彦君
住民人権課長	米田正径君		

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	木下雄平
------	------	----	------

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・令和2年度予算編成について……………村井浩二君
- ・住民主体の「移動・外出支援」について……………山田 強君
- ・太子町防災センターの設置について……………中村直幸君
- ・地域医療を守れ……………阪口 寛君
- ・介護保険制度改悪を許すな…………… 〃
- ・町長の3期12年を問う……………西田いく子君

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させて頂きましたところ、ご出席を頂きましてありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染が猛威を振るう中、本議会では感染症対策として、議員、職員一同、マスクの着用、手指の消毒を行って参りました。傍聴人につきましても同様にご協力を頂きましてありがとうございます。

本日は全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。よって、これより定例会を再開致します。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付しております通りでございます。よろしくお願い致します。

○議長(森田忠彦君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、お手元に配付しております一覧表の通り、5名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

[4番 村井浩二君 登壇]

○4番(村井浩二君) おはようございます。議席番号4番、ふたかみ会、村井浩二でございます。

本日はマスクを着用してとのことで、ちょっと聞き取りにくい所があるかも知れませんが、よろしくお願い致します。

通告では、令和2年度予算編成について、1、町税収入の推移について、2、町税収入増の要因と分析について、3、自主財源確保の方向性についてとの通告をしておりますが、1、2を一括して質問させて頂きますのでよろしくお願い致します。

まず、今般の新型コロナウイルス感染症は感染拡大のニュースが連日報道されておりますが、関係各位におかれては、その対応に大変苦慮されている中、全庁挙げて、住民の皆様の感染予防や、安心して暮らせるように注意喚起の懸命かつ迅速な対応をして頂

いていると感じております。

そもそも人類と感染症との闘いは日本古来から発生しており、本町太子町と感染症については意外な関係性があります。時は6世紀、欽明・敏達朝の疫病、我が国始まって以来の感染症が半島の戦乱期に仏教伝来と共に大陸より持ち込まれ、国内で天然痘と思われる感染症が蔓延したと日本書紀には記述があり、時の天皇、敏達天皇もその天然痘の犠牲者になった可能性が高いとの説もございます。

又、今回の感染症の世界的蔓延の影響により、株式市場では日経平均株価も続落し、昨日の終値で1万7千円前後と、又、今朝の取引では1万7千円を切っているとのニュースも流れていました。景気の減速は避けられない状態にあるとのニュースも伝えられております。景気の減速は、民間企業経営のみならず自治体経営にも、自主財源である町税の収入にも大きく影を落とすことになるかと推測されます。

そこで、今一般会計予算案には町税の予算額が前年度より1千700万円増となっているが、町税収入の推移と、町税収入増の要因と分析をお伺いします。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（今川新八君） おはようございます。

令和2年度予算編成の質問につきまして、私の方からご答弁申し上げます。

お尋ねの町税収入の推移と、町税収入増の要因と分析についてでございますが、答弁内容が前後致しますが、まず、町税収入増の要因と分析の方からご答弁申し上げます。

令和2年度一般会計における町税全体の歳入予算額は、前年度より1千700万円微増となる14億2千610万円を計上させて頂いております。

この町税の内訳につきましては、個人町民税と固定資産税で町税全体の約8割を占めており、次いで、市町村たばこ税、軽自動車税、法人町民税等の順となっております。このうち個人町民税では、ここ3ケ年ほど若干ながら給与所得者等の所得の増加が続いていること等から、前年度より約1千万円余りの増収を見込み、計上させて頂いております。又、従来から税収の少ない法人町民税では、太子西条地区における商業施設の開発等の影響も含めて、前年度より490万円を増額しております。この2点が収入増加の主な要因となっております。

次に、町税収入の推移についてでございますが、平成28年度の決算から令和2年度の当初予算までの推移で申し上げますと、5年間で4千300万円余りの減収となっております。

この間の減収の主な要因と致しましては、主たる税収の柱でもありました市町村たばこ税で、消費本数の減少等の影響から5千700万円余りの減収となっております。又、固定資産税においては評価替えの年度での地価の下落や既存家屋の減価等、大きな減収となる要因があったものの、商業施設の開発の影響によって何とかほぼ同額程度を推移しているところでございます。

このような状況を踏まえて、令和2年度以降の中期的な税収見込みと致しましては、個人町民税では、近年の少子高齢化等を要因とした生産年齢人口の減少等が懸念される為、大きな増収は期待出来ない状況にあります。又、固定資産税の評価替えによる減収や市町村たばこ税の落ち込み等が予測されること等から、今後の町税全体の収入額は更なる減少傾向が続くものと推測致しております。

加えて、議員が先程おっしゃったように、新型コロナウイルスの影響が全世界に広がりつつある中で日本経済にも深刻な影響をもたらしている状況にある為、昨日、日銀が金融緩和を許可される等、経済の底上げを行われたところでございます。この先の税収についても相応の影響が及ぶのではないかなと非常に懸念を致しております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 村井議員。

○4番（村井浩二君） 只今、今川総務部長より、町税全体の収入額は更なる減少傾向が続くものと推測されるとのご答弁を頂き、私自身も同感であり、今後、少子高齢化が進み、より一層厳しい財政状況に陥る可能性が高いと推測しております。

しかし、ご答弁にもありましたが、町民税、固定資産税の税収増は、浅野町長が将来の太子町の姿を描いた肝入りの事業でもある都市計画道路太子西条線建設が、人口減が進む中、きらりと光る希望の光に見えるようにも思えます。太子西条線開通以来、沿線には商業施設が進出し、まちのにぎわいや、住民にとって利便性の高いまちづくりに寄与しているとも感じておりますし、雇用機会の創出にとっても大きな期待があるとも、そして、町内での経済活動の歯車がころんと一回転、好転しつつあるのではないかと考えております。そして、本日議席に座られている山田強議員から日頃、経済学者ジョン・メイナード・ケインズが提唱された雇用・利子及び貨幣の一般理論や経済的新自由主義等のお話の一端がようやく理解出来たかなと思っております。

そもそも本町の法人税収入額割合は、府下自治体においても下から数えた方が早く、

企業に負担して頂き住民への税負担の軽減が感じられない状況下であり、毎年の決算では依存財源に頼った財政の硬直化が危惧されており、自主財源の確保により、留保財源の割合を高めていかなければ投資的経費等の財源の見込みが立てにくい厳しい状況になり得ますが、そこで、今後の自主財源確保の方向性について本町のお考えをお伺いします。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（今川新八君） 自主財源の確保の方向性についてのご答弁を申し上げます。

ここ数年間の予算編成では、財政調整基金の繰り入れを行って何とか収支均衡予算が組めている状況であり、歳入全体の約6割が依存財源の為、外的要因の影響を受けやすい不安定な財政運営を強いられております。今後においても自主財源の確保は喫緊の課題ということになってございます。特に人件費等の義務的経費の増嵩を始め公共施設の老朽化対策については、国費・府費等の財源の確保が困難な為、これまで積み上げてきた基金の取り崩しは避けられない状況にあり、これまでの基金の貯蓄から取り崩しへの転換が余儀なくされているところでございます。又、現時点での平成31年度決算見込みでは、平成18年度決算以来の赤字を見込んでおり、約2億円程度の財政調整基金の取り崩しが必要となっております。このような状況の中、現在、庁内で歳入の確保や既存事務のスクラップ・アンド・ビルドの徹底を重点項目とする行財政改革プランの策定に向け、鋭意、取り組みを進めているところでございます。

議員ご指摘の自主財源の確保につきましては、この間、太子西条線を整備し、商業施設の誘致を積極的に進めてきたことにより、ホームセンターやスーパーマーケットを誘致することが出来、法人町民税、固定資産税の税収の確保と共に住民の雇用確保にもつながっているところでございます。

今後、人口減少に伴う税収減が懸念される中、持続可能な財政基盤の確立はこれまでも増して重要となることから、引き続き、自主財源の確保の為に企業立地活動もその有効な手段の1つとして位置づけると共に、新たな雇用の創出に向けた取り組みも必要であると考えております。

何れに致しましても、令和2年度に第5次太子町総合計画の前期基本計画が終了することから、これまでの各種施策の達成度等の評価検証を行うと共に、今後、急速に変化する時代に対応すべく、後期基本計画の策定と共に、基本構想における土地利用方針の見直しの必要性等についても前向きに検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 村井議員。

○4番（村井浩二君） 只今、今川総務部長より、新たな雇用創出に向けた取り組み、土地利用方針の見直しについても前向きに検討していきたいとのご答弁を頂き、自主財源確保の王道とも言える町税の確保は、企業の誘致により雇用を創出させ、そして、太子町内で定住して頂けるような政策を積極的に進め、町内での経済の還流による好循環が住民負担の軽減を図り、安定した財政運営が可能になると考えております。と共に、浅野町長が町議会議員当時から耕し、町長になり種をまき、今、1輪のきれいな花を咲かせようとしております。又、たわわに実った果実を町長ご自身の手でしっかりと収穫して頂きますよう期待し、質問冒頭でお話しした新型コロナウイルス感染症対策には万全の体制で、迅速な対応により、不自由や不便をお願いし、不安を感じていらっしゃる住民の皆様が安心して暮らせる太子町の実現に向けて、今こそ浅野町長の危機管理能力をフルに発揮して頂くように強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて村井議員の質問を終わります。

次に、2番目、山田議員の質問を許します。

山田議員。

〔7番 山田 強君 登壇〕

○7番（山田 強君） おはようございます。7番、政友クラブの山田でございます。通告により質問させていただきます。

始めに、村井議員のご意見通り、まさに国難とも言える新型コロナウイルスの感染拡大がとどまりません。我々は一致団結して予防対策に邁進し、一刻も早く収束をさせねばなりません。

さて、今回の質問テーマは住民主体の移動・外出支援であります。

かつて人間50年と言われた武将がおられました。日本の平均寿命は2018年で男性81歳、女性87歳の長寿国家になっています。

本町の高齢化については、今年1月で29.0%である高齢化率は2030年で32.8%、2040年では38.5%と推測されています。

人の体は加齢と共に筋肉、俊敏さ、所謂、身体能力が落ちていきます。更に老化が進むと自力で移動困難になります。車で買い物に行ったり遊んだりしていた人が身体機能の低下により若い頃ほど車の俊敏な運転が出来なくなる、高齢運転者の重大事故が相次

いでいることはご承知のことと思います。

私は富田林交通安全協会に関わっております関係上、日々、運転免許証自主返納啓発運動をしております。過日の新聞報道で、昨年の運転免許証の返納が過去最多の60万件を超え、75歳以上が35万件となったようであります。

そんな中、本町では6月から地域公共交通の実証運行がスタートします。運転免許証を返納する高齢者にとって大変ありがたい施策であります。福祉の後退だとか料金設定がどうのという意見がありますが、公費の持ち出し約8割を考慮すると、まずは運行スタートではないかと思っております。

さて、本論に入ります。

高齢者等への移動・外出支援については全国各地で様々な取り組みが進められています。とりわけ自力で公共交通機関を利用することが困難な人、所謂、移動困難者への移動・外出支援については、本町においても喫緊の課題であると考えております。

移動困難者への対策として、お隣の羽曳野市や河南町では社会福祉協議会が実施する福祉有償運送による支援が行われ、本町では、NPOが実施する福祉有償運送に加え、有償のボランティア団体である寿喜菜の会を始めとする住民相互の助け合いによる移動支援が行われています。

そこで、道路運送法の規定範囲外である許可登録を要しない運送とはどんなものか、本町の住民主体の支援を含む移動困難者への移動・外出支援の現状についてお尋ね致します。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 住民主体の移動・外出支援について、私の方からご答弁申し上げます。

まず、運送につきましては、道路運送法の許可・登録を要する旅客自動車運送事業と自家用有償旅客運送、又、道路運送法の許可・登録を要しない運送、所謂、ボランティア運送がございます。

旅客自動車運送事業、所謂、緑ナンバーでございますが、主にバス事業者やタクシー事業者が行う運送で、自家用有償旅客運送、所謂、白ナンバーは、路線バスやタクシー等の公共交通機関によって十分な輸送サービスが確保出来ないと認められる場合において、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO等が自家用車等を用いて有償で運送するものであり、又、公共交通空白地有償運送や福祉有償運送で、本町が6月から実証運

行するコミュニティバス、支線交通がこれに当たります。又、許可・登録を要しない運送は、地域の移動ニーズに対応する為、ボランティアや地域の助け合いといった活動により、日常の買い物や自宅と病院の間の移動等を確保するもので、本町で既に実施されている地域支え合い型移動サービスがこれに当たります。

許可・登録を要しない運送にも様々な種類がありますが、本町で実施して頂いている団体につきましては全て家事身辺援助等サービスとの一体型となり、具体的な実施方法につきましても国土交通省近畿運輸支局の許可を得ているところでございます。

町内ではプラスワンサービス、議員の質問にもありました寿喜菜の会、桜草クラブの3団体が有償ボランティアにより地域支え合い型移動サービスを実施しておりますが、受け入れ対象者、利用料金、活動範囲等サービス内容につきましては各団体でそれぞれ設定されているところでございます。尚、平成30年度の1年間で延べ988人の方が利用されており、増加傾向にございます。

本町のこのような住民の助け合いによる移動支援や介護保険制度の訪問型サービスDを活用した実施団体への側面支援の取り組みは、先進事例として多くの印刷物で周知されると共に、全国各地の議会や行政、又、社会福祉協議会等からの視察研修の受け入れや事例発表につきましても、実施団体の皆さんと共に対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 山田議員。

○7番（山田 強君） ありがとうございます。

これまでの疑問であった、本町で実施されている道路運送法の許す住民相互の助け合いによる移動支援が合法であることが理解出来ました。

次に、本町における移動困難者支援について、住民の皆さんの助け合いによる移動支援が大きな役割を担って頂いていることは大変ありがたく、今後の本町の地域づくりの基礎となると考えております。

本町の高齢者外出支援事業としては、予約型乗り合いワゴン等の取り組みを進めてきて頂いているところでありますが、時代と共に移り変わる住民の移動手段については常に検討し、改良し続ける必要があると認識しておりますが、地域公共交通再編が進められる中、今後の高齢者等への外出支援、とりわけ移動困難者に対する移動・外出支援に係る今後の町の事業展開についてお尋ね致します。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（浅野克己君） 山田議員の、今後の移動困難者への移動・外出支援についてご答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず、議員の皆様のご理解、そして又、ご協力によりまして、太子町の未来を開く新しい地域公共交通が間もなくスタート致します。これによりまして、どの地域にお住まいの方もバスを利用した移動が可能となりますが、今、山田議員のご指摘の、身体的な理由等で公共交通の利用が困難な方への対策は待ったなしであるというふうに考えております。

これまでも外出支援事業につきましては、高齢者の自発性を促し、生きがいを持って生きる為の外出支援事業、介護をされている方の支援をする外出支援事業、そして又、食料品等の確保の為の買い物支援事業、この3つの柱を掲げまして、将来を見据えた地域公共交通の検討と共に進めて参りました。

又、これらの取り組みに加えまして、幸いにも先程、部長の方からもありましたように、本町におきましては住民の皆様方の助け合いによる移動支援が行われており、今般の地域公共交通再編の中でも福祉移動サービスの構築として検討して参りました。そして、新しい地域公共交通が始まる6月以降の外出支援につきましては、地域支え合い型移動サービスの実施団体への更なる支援強化となる公用車貸し出し制度、70歳以上の全ての方がご利用頂けるお出かけ支援制度、加えて、これまでのお買い物ツアーの役割を担うサロン送迎、更には、生活支援・移動支援相談窓口の新設等、パワーアップした事業を展開し、高齢者等への外出支援の取り組みを加速したいと考えております。

尚、要介護者や障がい者の皆さんが利用される福祉タクシーへの助成事業につきましては、今回の地域公共交通の実証実験を検証しつつ、真に必要な方への支援を漏れなく実施していきたいというふうに考えております。

最後に、太子町の地域公共交通はどの地域にもないたった1つのものであり、住民の皆さん、そしてNPO団体、民間バス事業者、行政が協力し合うことが重要というふうに考え、今後も、移り行く時代を見据えまして、住民の皆様方と共にデザインを致します移動困難者への支援を含めた太子町版の地域公共交通の構築を進めて参りたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 山田議員。

○7番（山田 強君） ありがとうございます。

かつて高齢者は自力で動けなくなると寝たきり状態になる場合が多かったようであり

ます。現在は車椅子の普及もあり、自宅で移動出来るようになり、そして、有償ボランティアの皆様の協力で外出も可能になりました。

このように高齢者に生きがいを与えると共に、ボランティアの皆さんが移動・外出支援に生きがいを持ち、長く続けて頂ける支援をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） これにて山田議員の質問を終わります。

次に、3番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

〔2番 中村直幸君 登壇〕

○2番（中村直幸君） 改めまして、おはようございます。議席番号2番、太政クラブの中村直幸でございます。通告に基づきまして質問を行います。理事者各位におかれましては、明快なご答弁のほど、よろしくお願い致します。

太子町防災センターの設置についての質問を行います。次の4項目についてお尋ねを致します。

1番目として、災害時の避難所機能を備えたセンターの設置。2番目、災害時、本町の職員の配置について。3番、防災グッズの再確認について。4番、救援活動と資材の受け入れについてをお伺い致します。以上4点、よろしくお願い致します。

現在、世界規模で猛威を振るう新型コロナウイルスも自然災害の1つだと思います。見えない敵に向かって世界中の人々が戦っており、早期に収束が求められます。

質問の趣旨は災害ですが、災害でも地震による災害、台風による災害、豪雨による災害等、又、火災等の災害もあります。記憶から消してはならない災害として、午後2時46分、日本で過去に経験したことのない東日本大震災という大惨事が発生したことです。あれから9年、死者・行方不明者、災害関連者を含めて2万2千167人。いまだに行方不明者を捜しながら復興に努めてまいります。国は32兆円という巨額な税金を投入しましたが、いまだに元の現状には戻れない。あの日のことを忘れることは出来ません。

私は阪神・淡路大震災の発生と同時に、私自身と私の従業員で、当時、ダイエーがポートアイランドに店を出しておりましたが、そのポートアイランドの店の傾いたタンクに1ヶ月で約100トンの水を運びました。その行き帰りに震災の爪跡をしっかりと見せて頂きました。特に地震の力です。倒れた阪神高速道路の横を通りながら、何万トン

もあろう巨大な構造物を15センチも持ち上げ、破壊された高速道路の残骸でした。想像を絶する光景でした。

本町においても例外ではありません。1936年、昭和11年2月21日、午前10時08分、マグニチュード6.4の河内大和地震が起きております。震源地は上町断層帯にある本町を通る屯鶴峯（どんづるぼう）で震源地が発見されております。この地震において死者も出ております。又、30年以内に70%の割合で発生すると言われております南海トラフも避けて通れない災害の源であります。その発生を阻止する道具はどこにもありません。あるのであれば、それはそれに対する備えだと思います。それが防災センターの設置であると考えております。避難所機能を備えた防災センターで全てをコントロール出来、発生と同時に機能する施設です。平時では災害に対する学習や研究等も出来る施設でありたいと思っております。

次に、災害発生時の本町職員の配置についてお聞き致します。

災害は忘れた頃にやってくるとも言いますが、災害は日曜日、祝日、夜昼を問わず、1年365日、休みはありません。又、職員も被災する可能性があります。職員以外の団体とのつながりについてもお聞き致します。

又、防災グッズの再確認についてお聞きします。

先日、防災グッズ、食料品、道具等を見学させて頂きましたが、これが本町の実態かと失望せざるを得ませんでした。物置小屋に何か積み上げてあるという程度で、認識の甘さ、防災意識の欠如としか言うことが出来ないほど残念な光景でした。物資の管理等、今後、どのように管理していくのか、お聞き致します。

又、救援活動と物資の受け入れについてお聞き致します。

救援活動が進む中、被災地では新たな問題も持ち上がります。私は水以外も運びましたが、被災地へは殆ど大型車での配達が過去の私の経験です。本町はどうでしょうか。受け入れが可能でしょうか。届いた物資の仕分け等、場所と多くの人手が必要です。災害が発生すれば更に多くの人手が必要です。小さな倉庫を増やすのではなく、広い倉庫1ヶ所で管理の方が効果的だと思っております。あの東電さえ、非常電源の想定外の備えがあれば、あのような惨事は避けられたのではないのでしょうか。

一度、災害が発生すれば巨額の費用がかかります。その費用を備えに回すことによって巨額の費用を抑制することが出来るのではないのでしょうか。

以上、本町防災センターに関する質問の4項目を一括でお答えください。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 太子町防災センターの設置につきまして、私の方からご答弁を申し上げます。

本町において発生する災害は、地震による災害、台風による災害、集中豪雨等異常気象による災害、大規模な火災及び危険物等による災害を、地域防災計画においてその対策方針等について定めているところでございます。

質問に対しまして回答の順番が前後致しますが、まず最初に、災害時の職員の配備についてのご質問でございますが、災害発生時、又は、災害の発生の恐れがある時は、災害時における職員配備マニュアルに基づき、職員を配備致しております。尚、被害が最も大きい災害として断層系の直下型地震でございます中央構造線地震を想定し、建物の全壊が134棟、半壊が262棟、負傷者61名、罹災者1千189名、避難所生活者345名等で、職員の配備は災害対策本部B号配備として、全職員117名の配備となります。

尚、議員もおっしゃっていたように、勤務時間外の災害発生時においては、公共交通機関が利用出来ない場合等、職員のうち、災害発生後、徒歩や自転車で概ね30分以内に参集可能な町内居住者は49名、概ね1時間以内に参集可能な近隣市町村の居住者が29名で、合わせて、1時間以内に参集可能な割合は全体の67%で78名となります。職員自身が被災者となる可能性も考慮すれば、更に少ない人員で初動の対応を行わなければならないことが想定されます。

初動の対応と致しましては、役場での災害対策本部の立ち上げを始めとし、避難所の開設・運営、備蓄品の供給や救援物資・救援活動の受け入れ等になります。尚、避難所の運営に関しましては地域の自主防災組織や消防団と連携して実施することとなっております。

2点目の、防災備蓄品の備蓄状況でございます。

先般ご視察頂いた通り、役場水防倉庫、山田小学校体育館、青少年グラウンド備蓄倉庫並びに山田倉庫にそれぞれ備蓄し、台帳により備蓄場所や数量及び食料の賞味期限等の管理をすると共に、毎年、備蓄品の確認、整理を行っているところでございます。

地域防災計画で定めておりますアルファ化米等を始めとする重要8品目は主に役場倉庫に備蓄をしております。その他の備品は他の3ヶ所に保管しているところでございます。

議員からもご指摘頂きました山田倉庫に関しましては、老朽化している上に防災備蓄品以外の備品と混在をしていることから、まずは役場水防倉庫の整理整頓により備蓄場所の確保拡大を図ると共に、青少年グラウンド備蓄倉庫、山田小学校体育館備蓄倉庫、それぞれには幾分かの余裕がある為、山田倉庫の備蓄品を移動の上、整理していきたいと考えているところでございます。

3点目の、救援物資や救援活動の受け入れについてでございます。

町立総合体育館並びにスポーツ公園総合グラウンドで行うこととしております。

尚、本町における災害時は本町役場に災害対策本部を設置し、職員の配備や災害救援物資、支援等情報の収集・発信・調整を行い、救援物資の備蓄拠点として、又、保管場所が不足する場合においては、大阪南農業協同組合と締結しております災害時の支援に関する協定に基づき、役場に隣接しております太子宮農経済センターを保管場所として活用させて頂くこととしております。庁舎内の万葉ホールに設置された避難所を他の避難所との連携を図って運営を行い、防災拠点の役割を果たしていくこととしておるところでございます。

最後に、防災センターの設置についてのご質問でございますが、防災センターという言葉を書きますと最初に頭に浮かぶのが、9年前の東日本大震災で大きな被害がございました南三陸町の防災センター、防災庁舎のことでございます。当時の危機管理課の担当の女性職員が、津波の危険を顧みず、防災無線のマイクで住民に避難を呼びかけ続けたことは脳裏から離れません。

一般的に防災センターとは、1つ目、防災に関する知識と技術を総合的な体験を通して学習し、又、防災について学術研究する施設、2つ目として、災害時の防災拠点となる施設に概ね大別されております。

ご質問の施設は後者の施設で、特に地震により被災した自治体が防災機能の強化を図る為等、備蓄の増強や支援物資の受け入れ、配送、支援活動の受け入れ、並びに情報収集・発信を行う拠点として整備が行われている施設に類するものと考えます。

防災拠点として災害対策本部が設置される役場及び周辺施設を含め、避難所等の機能を限られた人数で有効に活用、運用する為の方策として、議員が提案して頂いております防災センターの整備につきましては、今後、高い確率で発生が想定されております南海トラフ地震を始めとして、あらゆる災害に対応する為にも、所謂、防災に対する備えとして避けて通れない課題と考えております。先進事例も含めて調査研究して参りたい

と考えているところでございます。

近年、我が国は毎年のように自然災害に見舞われております。その教訓を糧として、常日頃から災害に対する備えを行い、安全安心なまちづくりを進めて参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 中村議員。

○2番（中村直幸君） 改めて、事細かくご説明を頂きましてありがとうございます。

発生する災害については備え以外に戦うものはないと私は思っておりますので、今ご答弁頂いたことを、是非、早急にまとめて頂くことを要望致しまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森田忠彦君） これにて中村議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩と致します。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開致します。

次に、4番目、阪口議員の質問を許します。

阪口議員。

〔5番 阪口 寛君 登壇〕

○5番（阪口 寛君） 通告に基づきまして、一般質問を行います。

始めに、今、コロナウイルスが猛威を振るっています。感染され、療養されておられる方々に心からお見舞い申し上げます。又、3月11日には東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から9年を迎えました。今尚、支援を必要とする被災者がいます。一日も早い復興の為に国が責任を果たすことを求めます。

それでは、住民の命と健康を守る為に、地域医療についてお尋ね致します。

国の医療費抑制の政策が1980年代より進められてきました。1985年の地域医療計画によって2次医療圏で必要病床数を設定するところから病床規制が本格化されました。2014年には医療機関から都道府県への病床機能報告が制度化され、都道府県はそれをもとに地域医療構想を策定することになります。又、新公立病院改革ガイドラインが出され、地域医療構想に合わせた形で入院の病床数を全体で5万床減らす公立病

院の改革プランを求めてきました。厚生労働省の集計では、全国の病床数削減が進んでいません。医療費抑制に向け、病床数の削減や病院の統合、再編を進めようとしていますが、それぞれの地域の事情もあり、自治体や病院の理解が得られていない状況が浮き彫りになっています。

このような中、昨年9月26日、突然、全国の公立・公的病院424病院を名指しして、今年2020年9月までに、再編、統合、機能移転、ベッド数の削減等の計画を具体化するよう求めてきました。

大阪府内では10病院、太子町の近隣では富田林病院や藤井寺市民病院等の名が挙げられています。富田林病院は、住民の多くの方が利用され、太子町の開業医さんからの紹介病院の1つになっています。又、小児救急、出産、無料低額診療等を行い、救急医療の受け入れ、災害時の拠点病院として地域医療の役割を担っています。新型コロナウイルスが猛威を振るう中、病院の役割は一層増しています。感染拡大に対して検査機能の拡大、入院・治療の拡充が求められています。

医療費抑制の為に病院の縮小を進めていては、いざという時に国民の命を守ることが出来ません。本町のコロナウイルス対策をお聞かせください。

次に、近大病院の移転の動向についてお聞きします。

小児・周産期医療を含む28診療科目の300床規模の病院は確保するよう、町長は近隣市町村長等と近大や大阪府に要請しました。3次救急と災害拠点病院については、大阪府自身が2次医療圏全てに設置することを方針としていましたが、府の対応をお聞かせください。

又、本町の開業医数の拡充の為、本町の西部商業地域周辺を含めて、住民の皆さんの望む眼科、耳鼻科、皮膚科等の診療所誘致は進められないのでしょうか。

以上、政府が名指しで強引に進めようとする公立・公的病院の再編、統合、病床削減に対して、地域医療を守る為には撤回を求めるべきだと思いますが、どのように対応されるのでしょうか。又、住民の健康と命を守る為、地域医療の拡充の考えをお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 地域医療を守る為、公立・公的病院の統廃合の撤回を求めるべきとのご質問等でございますが、質問の順番が多少前後しますけれども、私の方からご答弁申し上げます。

議員のご質問にもありました、昨年、公立・公的病院の統廃合を視野に入れた地域医療構想に係る具体的対応方針の再検証要請医療機関に済生会富田林病院並びに藤井寺市民病院が掲載されました。

これは、平成29年度の全国の公立・公的病院の診療実績に基づき、診療実績が少ない病院、もしくは近隣に類似かつ近接している医療機関がある病院の再検証が必要であるとされたものでございます。

しかしながら、令和2年1月17日に国から都道府県に出された通達では、厚生労働省が行った分析はあくまでも現状で把握可能なデータを用いる手法にとどまるものであり、分析結果をもって、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割やそれに必要な病床数や病床の機能分化、連携等の方向性を機械的に決めるものではなく、地域医療構想調整会議において当該分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見を補いながら議論を尽くされたいとされているように、統合・廃止が決定されたものではございません。

医療法では医療圏域ごとに地域医療構想を策定することとされ、これは、その地域の今後予想される病症構造の変化を踏まえ、持続可能な医療体制の構築を図るもの、必要な人に必要な医療を提供し、必要な病床機能を確保するというものでございます。

本町が位置する南河内医療圏域でも、地域医療構想調整会議である南河内保健医療協議会で議論、検討され、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けた切れ目のない医療提供体制の構築に取り組んでおります。協議会は南河内地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院関係及び市町村で構成され、本町も協議会の一員として参加してございます。

富田林病院、藤井寺市民病院も他の病院同様、地域の実情に沿った病院の位置づけや機能別の病床数の検討の対象であり、その検討は決して統廃合ありきのものではありません。特に富田林病院では、病床の縮減や地域貢献、地域密着経営を進めていく計画を実行する中で、現在、建て替えを進められているところであり、協議会でも一定の評価を得ており、本町としても多くの人々が利用され、今後も地域の医療を支えていく病院として評価しているところでございます。

又、近畿大学附属病院は移転後も南河内地域における3次救急・災害拠点病院として現状の医療機能を担うことが確認され、跡地利用についても、現在、協議が進められているところでございます。

今回の新型コロナウイルスのような特殊な感染症への対応は、感染拡大と重症化を防

ぐ為の緊急の施策や医療体制が必要となり、その為、国は基本方針を示し、又、先日、新型コロナウイルスの更なる感染拡大に備え、総理大臣が緊急事態宣言を行い、都道府県知事が外出の自粛や学校の休校等の要請や指示を行うことを可能とする特別措置法が成立する等、大阪府や府内市町村も足並みをそろえて、その中で出来ることを行っていくこととしており、本町においても対策本部を立ち上げ、日々変わる状況に即応すべく対処しているところでございます。

尚、現在、公共施設の休業や町立小中学校の休校等、住民の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、ご理解くださるようお願い申し上げます。

最後に、町内の医療機関の関係でございますが、医療機関の誘致につきましては今後の検討課題の1つというふうに考えてございますが、本町の周辺地域を含めた医療体制を含めて考えて参りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 国、厚労省が424病院の公表と再検証を要請したことに対して、全国各地、県知事や県議会、市町村長、病院長や病院関係者から、極めて失礼な発表、憤りを感じる、撤回することを強く求める、あるいは名誉棄損に相当する、地域医療を守ってきた努力を軽んじている、ブラックリストだ、撤回を等、怒りの声が噴出しています。

厚生労働省は、方向性を機械的に決めるものではないとし、橋本岳厚労副大臣は、ご心配をかけたことを反省したい、医療機関に何かを強制するものではないと釈明しています。

しかし、名指しし、リストの対象となった病院には具体的方針を今年の9月までに決めるよう求めています。強制しないとしつつも期限は設定しています。その上、安倍首相が議長の経済財政諮問会議では、今後、官民合わせて13万床の病床削減を提案しています。

南河内保健医療協議会に本町も協議会の一員として参加されています。国の言いなりにならず、地域医療を守る立場を貫いてください。大阪府は保健所の数を減らし続け、維新府政は二重行政の解消と称して府立病院と市立病院の統合、衛生研究所も府立、市立を統合しました。効率性や費用削減を優先するだけでは住民の命と健康を守ることは出来ません。

太子町も高齢化が進みます。住民の皆さんは安心出来る医療体制を望んでおられます。町長は、地域医療を守る為、どのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（浅野克己君） 阪口議員の地域医療を守れというご質問でございます。

住民の命にかかわる医療の確保、これは行政としての使命でありまして、医師会、歯科医師会、又、薬剤師会との連携はもとより、南河内医療圏域ということで、今、阪口議員もお話し頂きました、その一員と致しまして、よりよい医療を提供出来るよう努めていきたいというふうに考えております。

又、地域医療は疾病の治療だけにとどまるものではなく、医療を支える介護や保健、福祉等が連携致しまして、地域の医療課題を解決していくことが地域医療として大切だというふうに思っております。

その為に、これまで本町におきましては、医療と介護の連携を始めとし、予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される枠組みとなります地域包括ケアシステムの構築を進めて参りました。これからも、より積極的に取り組むことで地域医療をよりよいものにしていきたいというふうに思っております。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 地域医療構想も地域包括ケアシステムも、それぞれ地域の実情を反映したものを地域で作りに上げていくことが重要です。公立・公的424病院の名指しリスト公表のように、国から一方的に指示されるものではありません。

医療と介護の連携ということで、2問目、介護保険制度について質問を行います。

介護保険制度が始まってから間もなく20年になろうとしています。高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとあって導入されました。ところが、政府は制度改悪を繰り返し、国家的詐欺と言われるまでに介護の危機は深刻化しています。老々介護に疲れ果てた高齢者夫婦の無理心中や、働く人が家族の介護の為に仕事をやめる介護離職も後を絶ちません。もはや社会保障と呼べないものになっています。

2021年度から第8期として次期介護保険制度改定が行われます。高額介護サービス費の負担限度額の引き上げや、施設を利用する低所得者の食費の自己負担が増やされます。厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、軽度者（要介護1・2）の生活援助の見直し、ケアマネジメントの有料化、多床室の室料負担等を引き続き検討しています。財務省は利用者負担を原則2割にすることも求めています。

これ以上の負担増、給付削減は高齢者にも、それを支える現役世代にも痛みを押しつけるもので、許せません。

要支援者から介護給付を外して、介護予防・日常生活支援総合事業が始まっています。総合事業は、多様な担い手と称して、基準緩和型サービスやボランティア主体等、専門職以外による安上がりのサービスを拡大しようとしています。全国的には担い手不足が深刻で、要支援の人達が必要なケアにつながらず、状態を悪化させる結果も生んでいます。

本町は総合事業をどのように評価されているのでしょうか。介護保険制度が本来の役割を果たす為には国庫負担を増やす以外にはありません。町として、国にどのように働きかけているのでしょうか。又、介護保険は自治事務でもあります。保険料の抑制、利用料の減免についての考えをお聞かせください。

次に、高齢者の生活を支える施策についてお尋ね致します。

町長は、高齢者の外出支援施策として3つの柱で地域公共交通の拡充、買い物支援、福祉タクシーの活用に取り組むとされてきました。福祉タクシーの活用について、この間、何度も一般質問で取り上げてきました。現在の福祉タクシーの助成内容と今後の助成制度をどのように取り組まれていくのか、お聞かせください。

地域公共交通は6月から実証運行が始まります。支線交通は、金剛バスに対して民業圧迫にならないようにと大きな配慮がされています。デマンドワゴン車等はサロン送迎等に活用されるとのことですが、町内の福祉タクシー業者の圧迫にはならないのでしょうか。福祉タクシー業者は専門職でもあります。住民が利用しやすいような助成制度を求めます。

更に、安否確認にもつながるごみ出し支援についてお尋ね致します。

西田議員が2014年3月議会でごみ出し困難者の援助について質問しています。高齢化の状況は更に進んでいます。今の町内のごみ収集の状況をお聞かせください。

家庭ごみを1人で集積所まで出しに行くことが困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者が増えています。総務省は、こうしたごみ出しが困難な状況にある高齢者や障がい者等の世帯に対して市区町村が行うごみ出し支援事業を特別交付税の対象に加えました。具体的には、ごみ回収事業での戸別回収に伴う増加経費や、NPOが行っている場合はNPOへの補助金、社会福祉協議会に委託している場合は委託料等に対して、その半額（措置率0.5）を特別交付税措置します。

ごみ出し困難な住民が増えることは確実です。本町として、各団体にも周知すると共に、交付金の活用が出来ないか、お尋ねします。

以上、答弁をお願い致します。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 介護保険制度改悪を許すなどのご質問について、私の方からご答弁申し上げます。

まず、3年ごとの介護保険制度の見直しにつきましては、国の社会保障審議会介護保険部会において、令和3年度から始まる第8期介護保険事業計画の内容に関し、地域共生社会の実現、医療と介護の連携や認知症施策の総合的な推進等、様々なテーマについて議論が進められているところでございます。

その中で、高額介護費自己負担上限額の引き上げ及び補足給付に関する給付のあり方について見直しされることとなりました。又、議員よりお示し頂いております軽度者（要介護1・2）への生活援助サービス等に関する給付のあり方及びケアマネジメントに関する給付のあり方、並びに多床室の室料負担、利用者負担原則2割化については、引き続き、国の動向を注視して参りたいというふうに考えてございます。

次に、本町の介護予防・日常生活支援総合事業、所謂、総合事業につきましては、平成29年4月より開始して約3年が経過し、一般介護予防事業等も含め、地域支援事業全体についての評価、検証が必要であるというふうに考えてございます。

住民主体の訪問型サービスや通所型サービス等、多様なサービスの創出による介護事業所への影響につきましても検証する必要があると考えてございますが、本町の高齢化が今後も進む中、必要となる様々なサービスを見極めながら検討していくこととしてございます。又、保険料の抑制や利用料の減免につきましても、国の制度設計に基づき、引き続き適切に対応して参りたいというふうに考えてございます。

何れに致しましても、高齢者の生活を支える重要な社会保障制度である介護保険を持続可能で安定的な制度とすべく、国において検討が進められており、本町と致しましても、先程の制度の見直しと同様、その動向を注視すると共に、調整交付金の国負担率25%の外枠化等、介護保険財政全体に係る様々な諸課題に対し、今後も町村長会を通じ、大阪府や国に働きかけて参りたいと考えております。

2点目の、高齢者外出支援の中の福祉タクシー助成についてでございますが、町内には福祉タクシー事業者が3事業者あり、公共交通の利用が困難な高齢者や障がい者が利

用されています。又、平成30年度から対象事業者を拡大した重度障がい者リフトつきタクシー利用助成につきましては、身体障害者手帳1・2級を所持し、かつ車椅子使用者で、一般の交通手段を利用することが困難な方を対象とし、上限1千400円の助成券を1ヶ月当たり2枚発行しており、今年度の実績は2月末現在で22名の方が利用されている状況でございます。

尚、本助成事業に要介護者等を含めて対象者を拡大した福祉タクシー助成につきましては、先程の山田議員の質問の際にご答弁を申し上げました通り、地域公共交通の実証実験を検証しつつ進めて参りたいというふうに考えております。

3点目の、安否確認にもつながるごみ出し支援の取り組みについてのご質問につきましては、平成27年の国立研究開発法人国立環境研究所の調査報告によりますと、今後、急速に進展する高齢化、核家族化等により、ごみ出しが困難な住民が増えると回答した自治体が約87%となっており、特に都市部を有する自治体で、高齢者のごみ出しを課題として認識している割合が高い結果となっております。こうした状況の背景には地域のつながりの希薄化があるとの指摘もございますが、高齢化の進展により、今後においては、ごみ出しが出来なくなる、不適切なごみ出しをする等の課題も想定されているところでございます。

こうした中、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、平成29年4月から総合事業を実施し、町の実情に合わせたサービスの提供が可能となりました。

ご質問にもありますごみ出し支援等の生活支援サービスに関しましては、元気な高齢者を含めたボランティアや社会福祉法人、民間企業等様々な担い手が期待出来、単なるサービスの提供にとどまらず、高齢者の社会参加や生きがい、多様な方々の参画による支え合う地域づくりの効果も期待出来るところでございます。

本町における高齢者世帯に対するごみ出し支援の現状につきましては、総合事業の訪問型サービスBにより側面支援を行っているボランティア団体が、支援を必要とする高齢者世帯に対し、安否確認にもつながるごみ出し支援の他、買い物支援等の生活支援を行っており、地域内で自主的に助け合う仕組みが成り立っている事例がございます。本町と致しましては、まずは既存サービス及び側面支援の充実、検証を行い、町の実情に合った具体的な生活支援の創出に向け、取り組んで参りたいというふうに考えてございます。

又、ごみ出し支援に対する特別交付税措置に対しましても、国の動向を注視しつつ、関係部局と調整を図りながら、高齢者社会に対応したごみ出し支援のあり方について調査、研究をして参りたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 介護保険制度は、法改定で見直しが行われる度に利用者の制限と住民の負担が増えています。介護事業者が受け取る介護報酬は実質的に引き下げられ、小規模な介護事業者は採算がとれず、昨年の老人福祉・介護事業の倒産は過去最多となっています。又、低賃金から、ヘルパー、ケアマネジャー等介護従事者の慢性的な人手不足も深刻さが増しています。地域で高齢者を見守ることは必要ですが、国の責任放棄と関係者への責任転嫁が問題を深刻化させています。

介護保険制度は、国庫負担を増やし、利用料は無料にし、保険料は低額に抑える等、国の責任で必要な介護が保障され、安心出来る制度に改善する必要があるのではないのでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（浅野克己君） 介護保険制度についてということでお答えを申し上げたいと思います。

介護保険は、高齢者にとりまして大変重要な施策と認識を致しております。介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みと致しまして定着し、又、生活の安定と安心の基盤をしっかりと支えているところであります。

介護保険制度は、3年間の事業計画を策定し、介護福祉の推進を図っており、令和2年度は第7期計画の3年目となりますが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るように、地域包括ケアシステムの構築を積極的に進めているところであります。

私と致しましても、高齢者が住み慣れた地域で、そして、健康で自立した生活を継続して送れることは高齢者福祉の原点であり、ひいては、みんなが支え合いつなげるまち—たいし—すべての住民が安心していきいきと暮らせるまちの実現につながるものであると確信を致しております。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 安倍首相は全世代型社会保障という言葉を多用しています。国民向けにはいかにも、子育て等、若い世代向けの施策を手厚くするように聞こえますが、その一方で、社会保障費の自然増を抑制するという姿勢は変わりありませんから、結局、高齢者向け社会保障予算を削減するということになります。しかし、社会保障の削減は高齢者だけの問題ではありません。将来に渡って年金を削り続ける政策は、将来、年金給付を受け取る若い世代を直撃します。介護保険の給付が削減されて困るのは高齢の親を抱えた現役世代です。首相の言う全世代型社会保障とは、医療、介護を最大の標的にし、まさに全世代に負担を強いるものです。

地方自治体の役割は福祉の増進です。国が住民の暮らしを脅かすなら、自治体が防波堤の役割を果たすべきだと思います。町長は国や府の悪政から住民の暮らしを守る決意がおりでしょうか、答弁をお願い致します。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（浅野克己君） 全世代型社会保障改革と地方自治体の役割ということでご答弁申し上げたいと思います。

団塊の世代が全て75歳以上になります2025年に向けて、全世代型の社会保障への転換を図り、子育て世代を始め現役世代にも支援を広げようとするものであり、妊娠、出産から介護までをカバーする社会保障制度であると認識を致しております。

全世代に社会保障を広げるにおいて、将来、必要となる負担を全世代でどう分かち合っていくのか、又、給付をどのようにしていくか等、今後、改革の全体像と工程表が示されることとなりますが、何れに致しましても、将来の社会保障を見据えた中、住民の皆様が安心して、又、健やかに暮らしていけるよう、これからも努めて参りたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） これにて阪口議員の質問を終わります。

次に、5番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔6番 西田いく子君 登壇〕

○6番（西田いく子君） 通告に基づきまして一般質問を行います。

4月の町長選挙が目前に迫りました。そこで、浅野町長の3期12年についてお尋ねします。

誰もが住みたくなる、住み続けたくなるまち太子町、挑戦、そして実現と書かれた後

援会だよりを拝見致しました。浅野克己町長の4年間の主な取り組みとして、1、子育て支援パッケージ、2、高齢者を始めとする生活に必要な公共交通体系の充実、3、都市計画道路を整備し、商業施設の誘致、4、住民が集う生涯学習施設の建設、5、地域コミュニティの活性化が書かれています。この1から5についての具体的な事業や、その事業に対する評価をお聞かせください。

特に2、高齢者を始めとする生活に必要な公共交通体系の充実について、私達日本共産党は、実証運行も6月からであり、まだこれから住民の声を聞いて進めなければならないことだと思っていますので、この後援会だよりに書かれております目標通りに実現という認識でよいのか、少々、疑問に思っております。

町長は公の場で、公共交通と福祉施策は違う、福祉施策を後退させるつもりはない、又、乗り合いワゴン車の運行は2台でも3台でも走らせる、走らせたい、こんな感じでおっしゃっておられました。ところが、1月広報の地域公共交通について考える21では、現在の総合福祉センターバスと予約型乗り合いワゴンは2020年（令和2年）5月末をもって一旦停止すると書かれており、福祉センターバスも一旦停止ですし、増やすとおっしゃっていたのにワゴン車も停止です。町長がおっしゃっていたこととの整合性に問題があるのではないのでしょうか。これで福祉施策が後退していないと言えるのでしょうか。

又、生涯学習施設建設は、議会が附帯決議や予算の修正動議等、町の進め方に問題があると指摘し、生涯学習施設建設調査特別委員会が設置されました。建設場所から再検討されることになり、当初の予定からは遅れることになりましたが、特別委員会で一つ一つ確認をとりながら、25回目の特別委員会ではほぼ形が見えてきました。町長も、太子町らしい生涯学習施設が出来ようとしている、議論があつて前に進んでいる、喜んでもらえる施設にしたいとおっしゃっておられました。このように議論を重ねて事業を前に進めてきたのに、観光・まちづくり協会移転のように、土地を購入して新たに建てる計画が突然提案されること等がありました。議論しましょう、合意を得ながら前に進めましょう、限られた予算の中で等、このことが生かされていないように、この観光協会の移転では感じるのです。ここに12年間のおごりがあらわれているのではと感じるのです。おごりと感じられる行政運営に対する反省はないのでしょうか。

浅野町政12年間を振り返っての積み残した仕事とは一体何でしょうか。

以上、答弁をお願い致します。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（浅野克己君） 私のこれまでの町政運営についてという質問でございます。

私は平成20年4月に、議員各位始め住民の皆様方の温かいご支援、そして又、ご指示を頂きました。そして、これまで3期12年にわたりまして町政を担わせて頂いたところであります。

1期目は、本町の財政状況が非常に厳しい状況にあったことから、住民の皆様のご協力のもと、行財政改革の取り組みを進めたところでありますが、これらの成果を土台として、2期目、3期目には、誰もが住みたくなる、住み続けたくなるまち太子町を掲げまして、住民本位の行政を強力に推進させ、持続可能なまちづくり、経営の確立と活力ある魅力的なまちづくりを、そして又、平成28年度からスタート致しました第5次太子町総合計画における、人と自然と歴史が交流し、未来へつなぐ和のまち・たいしの実現に向けて、全力で進めて参りました。

お尋ねの、私が進めて参りました5つの取り組み項目でございますが、1点目の基本目標であります、こころ健やかで元気に暮らせるまち太子の実現に向けた取り組みと致しまして、通院医療費助成について中学校修了までの拡充や、住民の健康増進を進める為の健康マイレージ事業に加えまして、そして、3期目には子育て支援パッケージとして、太子町子育て包括支援センター設置を始め、不妊治療に要した医療費の一部助成、出産祝い品の贈呈、幼稚園・保育園の保育料軽減、小中学校の入学者への祝い品贈呈を1つのパッケージとして推し進め、目標通り達成出来たものと考えております。

そして又、2つ目の基本目標であります、支え合い、安心して暮らせるまち太子の実現に向けた取り組みと致しましては、公立学校耐震化率100%の達成や、防災行政無線の個別受信機デジタル化、防犯カメラ設置補助金の創設等を行うと共に、3期目には、高齢者を始めとする生活に必要な公共交通体系の充実を図る為の太子町地域公共交通会議を設置し、そして、今年の6月には公共交通空白・不便地域の解消の為、コミュニティバスの実証運行を予定する等、目標達成に向けて着実に取り組んでおります。

次に、3つ目の基本目標であります、活力と魅力にあふれる個性豊かなまち太子の実現に向けた取り組みと致しましては、太子町観光・まちづくり協会の設立を始め、竹内街道交流館の建設、地域を舞台とした映画、あしたになればの制作と、そして、3期目には都市計画道路、太子西条線を整備致しまして大型商業施設の誘致による利便性の向上に努めてきたところでございますが、更に誘致活動を進めていきたいというふうに考

えております。

4つ目の基本目標であります、豊かな自然・歴史と共に育つ、誇りある太子の実現、これに向けた取り組みと致しまして、中学校の完全給食の実施を始めとした山田小学校体育館の改築、小中学校の普通教室の空調整備等の教育環境の充実に向けた取り組み、そして、3期目には住民が集う生涯学習施設の建設を掲げ、その目標達成に向けまして、議員の皆様ともご協議をさせて頂きながら、図書館を併設させた（仮称）生涯学習施設の実施設計を仕上げるに至っている状況であります。

最後に、5つ目の基本目標であります、みんなで歩む協働のまち太子の実現に向けた取り組みと致しましては、青色防犯パトロールを始めと致しまして、総合福祉センター指定管理制度の導入、又、住民主体の太子町時代行列・雅楽隊の設立の支援等を行っております。

3期目におきましては、地域コミュニティの活性化に向けた町会・自治会の加入促進としてのPR等の活動を進めたものの、社会的な風潮もありまして、加入数は減少傾向となっておりますが、若者世代の転入・定住を促進させる三世代同居・近居支援補助金事業が功を奏しまして、制度の活用者が増えている等、総合的に見て、目標を達成出来ているというふうに考えております。

このような取り組みを振り返ってみますと、いまだ道半ばで積み残した未達成の施策や、又、取り組みを進めなければならない課題があるものの、概ね目標に届いているのではないかと自分なりに評価を致しているところであります。

そのような中、特に太子町地域公共交通につきましては、先程、山田議員のご質問でご答弁を致しましたが、現在、運行しております乗り合いワゴン及び福祉センターバスの再編を含め、本町の将来を見据え、交通弱者、とりわけ高齢者への外出支援策においては生活支援を含めた相談窓口の設置や、又、新たな移動サービスへの移行を図る等、持続可能な本町の地域公共交通の実現を目指して検討を重ね、実施に向けての計画を進めているところであります。

ところで、3月4日の総務まちづくり常任委員会におきましては、本年6月からの実証運行に向け、太子町コミュニティバス運行に関して運賃等についてのご審議を頂いたところであります。今後におきましても、より多くの住民の方にご利用頂ける、又、持続可能な地域公共交通の構築に向けまして取り組みを進めて参ります。

令和2年度当初予算につきましては、任期満了に伴います町長選挙が4月に控えてい

ることから、所謂、骨格予算として義務的経費を中心に編成させて頂いたところではありますが、地域公共交通事業、観光まちづくりの拠点整備及び総合スポーツ公園のトイレ改修事業等につきましては、前年度からの継続事業として本予算に必要な経費を計上させて頂いているところであります。

中でも観光まちづくりの拠点整備の（仮称）太子町観光案内所整備事業につきましては、日本遺産である竹内街道の魅力度アップ、そして又、来年に迎えることとなります聖徳太子没後1400年に向けた町の機運の醸成、更には本町の情報発信力の向上が急務と考えられることから、昨年9月定例会に補正予算をお願いし、この間、議会と共に協議を重ねてきたところでもあり、それを踏まえて継続事業とさせて頂いたものであります。

以上、3期12年間、町長として町政運営を進めてきた内容につきまして、5つの基本目標に沿って、積み残した課題等も含めて述べさせて頂きましたが、この間、我が町太子町の将来を見据えつつ、地域の安全安心、持続可能なまちづくりに向けまして、全身全霊で取り組んできたところであります。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 日本共産党は、浅野町政とは是々非々で、いいものはいいと評価してきましたし、悪いものは悪いと批判し、又、提案もして参りました。

子育て支援では、学校施設の耐震化や普通教室のエアコン設置、中学校給食実施、保育の副食費無償化、放課後児童会の充実等、私達も議会で実現を迫ってきた子育て支援ですし、浅野町政がやってきた実績として住民の皆さんにも喜ばれている施策です。又、中学校卒業までの子どもの医療費助成は、大阪府内でもいち早く実施し、近隣自治体の水準の引き上げにもなりました。しかし、今では高校卒業までの自治体も増えており、お隣の河南町では昨年10月から22歳まで実施されております。又、給食費の無償化が子育て支援策として全国に広がっています。田尻町は府内初の給食費無償化に踏み切りました。千早赤阪村は給食費助成を実施しています。実績を踏まえて、更なる充実が求められていると思うのですが、今後の子育て支援をどう考えているのでしょうか。

公共交通の問題はこれからだと思います。目標通りに達成という一段落を置ける段階ではないと思います。実証運行で走らせてみて、住民の声を聞いて、これからも見直していくと、公共交通の会議の中でも議会でも答えておられます。福祉施策の充実は、今

後、どう進めていくのでしょうか。

3の都市計画道路を整備し、商業施設の誘致や、4の住民が集う生涯学習施設の建設は目標に届かずです。今後の公約はどうなっているのでしょうか。

5の地域コミュニティの活性化は達成したとの評価のようですが、これで終わりなのでしょうか。次に実施しようと思っっていることがあればご答弁をお願いします。

又、向少路の土地利用は、商業地に医療の誘致は出来ないのか、観光のあり方は等、町長が掲げる、誰もが住みたくなる、住み続けたくなるまち太子町を実現する為にどうしていこうとお考えなののでしょうか。

12年の経験、12年の反省を生かした今後の取り組み、公約について、又、公約を掲げる以上は、もし数字がわかっているものがあれば数字も挙げて答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（浅野克己君） 西田議員から、これから先のことという形でご質問を頂きました。

私は12年間、太子丸の船長と致しまして、職員と共に行財政改革という大変厳しい航海に出ました。その間12年、住民の皆様はもとより、議員皆様のご理解とご協力を頂いたこと、そして、何より職員が一丸となり、船員としての役割を果たしてくれたことが、一步一步ではありますけれども、着実な行財政改革の前進につながったものと自負致しております。

しかしながら、将来を考えますとまだまだ厳しい財政状況ではありますが、この間、地道に積み立てを致しておりました基金の活用によりまして、長年の懸案でありました生涯学習施設も設計図面から施工へと進んでおります。又、先に述べました5つの基本目標での積み残した課題等を説明させて頂きましたが、この間、太子丸の船出により、積み残した課題と表現を致しましたが、言い換えれば、それは太子丸では積み切れなかったものであるというふうにも考えております。それは日本全体の問題でもあり、そして又、本町においても深刻な人口減少、それに伴う経済的な不安、そして少子高齢化への対応であります。

次の4期目の公約とのことをございますけれども、まず、3期目の子育て支援パッケージに次ぐ、産み育てやすい環境整備として、現在、新型コロナウイルスの対策が急がれる中、子どものインフルエンザの予防接種費の助成や子ども医療費助成の更なる拡充、そして、子どもの貧困対策や多子世帯を支援する為の学校給食の負担軽減を図る等、これまで以上に子育てへの支援を進めて参ります。

又、学校教育では子ども達の一人ひとりに創造性を育む教育、ICT環境の実現に向けて国が進めておられますGIGAスクール事業を積極的に進めて参ります。

地域公共交通では太子町初のコミュニティバスを運行し、住民の移動手段の拡充や、そして又、山田議員からもご指摘がありました高齢者や移動困難者への外出支援とつながるよう、引き続き検討を行い、太子町版の地域公共交通体制の構築に努めて参ります。

こういった積み切れなかった荷物、所謂、私が携わった第5次の太子町総合計画の事業を完成する為には、太子丸よりももう少し大きな船を購入する必要があるのではないかとこのように考えております。その為にも、先程、村井議員の質問でご提言がありました自主財源の確保、本当にこれが必要になるというふうに考えております。太子町の地域のポテンシャル、これを生かした積極的な企業誘致を進め、財源の確保を始め住民の雇用促進につながればというふうに考えております。

又、この船出が持続可能な運航となるようにエンジンをハイブリッド型にする為には、新たなる行財政改革に取り組み、事業の選択と集中、そして、事業手法の改善等、行政運営の効率化や、又、コスト削減等行政改革を進めると共に、自主財源の確保を図り、健全で安定した財政基盤を確立して参ります。その為にも、住民の身近な声を聞く町長直通便を引き続き実施致しまして、全ての質問、相談にお答えして参ります。そして、生涯学習施設整備や地域公共交通で学んだ専門的見地からのご意見、又、地域住民の声をいかに町政に反映するか、しっかりと考え、12年間で学んだ経験を活用致しまして、今の時代に合った町政運営を進めて参ります。

これらの経験を生かしまして、私自身、船長と致しまして、そして又、船員となる職員と共に、誰もが住みたくなる、誰もが訪れたくなる和のまち太子へとかじをとり、新たなる出航を決意致しております。よろしくご理解とご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 町長と私も議員になって20年は過ぎたんですけれども、町長と町会議員時代から一緒にさせて頂いております。太子町が太子町として今ここにあるのも、合併協議会が立ち上がった時に、その当時の議員が、それはだめだということで、町長はたしか反対の立場で、太子町を守るという立場でいらっしやっただと思います。そして、今、太子町がある訳なんですけれども、何でしょうかね、この4年間、特に生涯学習施設建設で議会とも色々あったことに象徴されているのですけれども、どこで誰が

いつ決めたのかと思うようなことが多かったように思うのです。観光協会についても、進めていく訳ですけれども、もっと、つくるのだったら中身をよくするということも手を入れていかなければならないと思うのですけれども、何か、案のまま計画になって進みそうな勢いですので、それではちょっといけないのではないかなと思うんです。だから、合意形成を一つ一つ積み上げてこなかったことが、今、ちょっと太子町から活気を奪って停滞を招いてきたように思うのです。他に2名の方が候補者として名乗りを上げておられる訳ですけれども、そういった文章が見受けられるんです。

住民の声を聞く場を設けようと、ワークショップであったり、説明会であったり、アンケート調査であったり、様々な努力はされているのです。それは本当に素晴らしいことなんですが、ただ、その後、住民さんが言ったことが反映されているなど思えばよかったと思うのですけれども、何も反映されていないと感じるような聞き方では、せっかくの事業も施策も心から喜べないのです。それがちょっともったいないと思いませんか。是非、住民の声を聞き形にする、合意形成に力を注ぐことを考えて頂きたいと思うのです。その為にも太子丸に乗っている職員さんが大切だとおっしゃいました。職員さんが十分に力を発揮出来る職場環境にならなければ住民さんの為にもならないと思うんです。本当に職員さんは頑張ってくれていると思うのを町長は一つ一つ、それは子どもではないのですけれども、でもやっぱり認めて頂いて、声をかけて頂いて、もっと頑張れよというようなお声かけがあってもいいかなと思うんです。

私達は今、アンケートをとっているのですが、国保、介護、水道料金、公共料金が高い、これは住民さんの中でいつもトップを走るのですけれども、でも、国保料を府に合わせて、急激な負担増にならないように努力されているではありませんか。給食も、消費税が10%になったら値上げするかなとちょっとどきどきしていたのですが、質を落とさずに食料の調達を、どこか安い所がないかと、それはそれは職員さん、苦勞して値上げしないように努力しているではないですか。地域公共交通のあり方、福祉施策のあり方で色々私は物を申していますけれども、それでも、今、ワゴン車に乗っている人とか福祉センターバスで行っている人、一人ひとりの話を聞いて、一人ひとりに、こういうふうになるんですよと説明しているではないですか。それと、公共交通が走るから、聖和台、バスが走るのに白線が消えていて、これでいいのかと議会で言いましたら、その日、終わってから、もう見に行っておられるんです。そういった一人ひとりの職員さんのことを認めて、その人達に、こういうふうな太子町にしたいんだということをき

ちり伝えて前に進んで頂きたいと思うのです。反省の弁が聞けなかったのが少し残念です。

憲法を守り、住民福祉の向上の為に前進する太子町であることを求めまして、私の質問を終わらせて頂きます。

○議長（森田忠彦君） これにて西田議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

本日の日程はこれで終了致しました。

尚、最終本会議は明後日19日に再開させて頂きます。再開通知は省略させて頂きませんが、ご出席のほど、よろしくお願い致します。

これにて散会と致します。

ご苦勞様でした。

（午前11時27分 散会）

【第 3 日】

令和2年 第1回太子町議会定例会会議録

令和2年3月19日(木) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	羽山茂男君	6番	西田いく子君
2番	中村直幸君	7番	山田強君
3番	辻本馨君	8番	寺町幸雄君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	森田忠彦君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	村上正規君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	小角孝彦君
総務部長	今川新八君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	浅野達雄君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	横田勝君	高齢介護課長	東條信也君
教育次長	田中清君	健康増進課長	松井靖君
秘書課長	堀内孝茂君	保険医療課長	子安逸二君
総務政策課長	奥埜哲生君	教育総務課長	池田貴則君
財政課長	吉田雅樹君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	学務指導担当課長	西野直美君
税務課長	林達也君	学校給食C所長	富田昌彦君
住民人権課長	米田正径君		

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	木下雄平
------	------	----	------

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第 1号 太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第2 議案第 2号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第3 議案第 3号 太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第4 議案第 4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 議案第 5号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第6 議案第 6号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第7号）（予算常任委員長報告）
- 日程第7 議案第 7号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第8 議案第 8号 平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第9 議案第 9号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第10 議案第10号 令和2年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）
- 日程第11 議案第11号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第12 議案第12号 令和2年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第13 議案第13号 令和2年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第14 議案第14号 令和2年度太子町介護保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）

- 日程第15 議案第15号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教
常任委員長報告）
- 日程第16 議案第16号 令和2年度太子町下水道事業会計予算（総務まちづくり常
任委員長報告）
- 日程第17 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を
求める請願（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第18 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会の最終日を迎えた訳でございますが、各委員会におかれましては精力的にご審議を頂き、厚く御礼申し上げます。

会議に先立ちまして、全国町村議会議長会自治功労者表彰を山田議員が受賞されました。先般の大阪府町村議町会で私が代理受領してきましたので、これより伝達を行います。

表彰状。

大阪府太子町、山田強殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興、発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰致します。

令和2年2月6日。全国町村議長会会長、松尾文則。

おめでとうございます。

○7番(山田 強君) ありがとうございます。(拍手)

○議長(森田忠彦君) 以上で表彰の伝達を終わります。

本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。よって、これより会議を開きます。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付しております通りでございます。

○議長(森田忠彦君) それでは、日程第1、議案第1号から日程第16、議案第16号及び日程第17、請願第1号までの以上17件を一括議題と致します。

各議案及び請願は去る3日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について、順次、報告をお願い致します。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

羽山議員。

[総務まちづくり常任委員長 羽山茂男君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(羽山茂男君) おはようございます。

それでは、総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について審査の結果を報告致します。

議案第3号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件については、審議において、定額運賃が3パターン存在することに対し、利用者にとってわかりやすい料金設定になっているかという質問があり、コミュニティバスの運行は道路運送法施行規則において、当該地域における一般乗り合い旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案するように明記され、又、国から示された取り扱いにおいても、当該地域又は、隣接市町村等における一般乗り合い旅客自動車運送事業の運賃を目安とするとされており、町内を運行している金剛バスの運賃を基準に考える必要があることから、畑・山田役場線については路線が重複する金剛バスの最大運賃となる180円、総合福祉センター役場線についても金剛バスの最大運賃となる160円と設定した、しかし、役場で降車せず、次の区間のバス停で降車した場合、両区間の運賃合計が340円となることから、両区間を利用する場合については運賃を200円に設定したとのことでした。このように、出来るだけ利用者の負担軽減を図る為の検討を重ねた結果、3通りによる定額運賃での設定となったとのことでした。

その他、使用料の減免、幼児の運賃、収支率等の質問がありました。

討論においては反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案通り可決することに決しました。

議案第4号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件については、審議において、令和2年4月から創設される会計年度任用職員制度に要する経費に対して財政支援があるかという質問に対し、人事給与システム改修に要する経費は普通地方交付税で財源措置されることになり、又、新たに発生する期末手当についても同様にて財源措置されると聞いているとのことでした。又、自治体によっては月額給与の引き下げや期末手当及び退職手当を支給対象外とする為に、勤務日数や勤務時間の調整が行われているようであるが、本町の対応についての質問があり、本町では期末手当の支給にかかわらず、勤務状況等を踏まえながら月額給与を設定している、又、期末手当に関しては任用期間や勤務日数に応じて定めているとのことでした。

その他、サービスの宣誓、守秘義務、同一労働・同一賃金等についての質問がありました。

討論においては意見を付けての賛成の討論があり、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第12号、令和2年度太子町山田財産区特別会計予算については、審議において、

山田財産区の基金残高についての質問があり、平成31年度末の残高見込みで約3千665万3千円とのことでした。

審議の結果、全員、異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第13号、令和2年度太子町春日財産区特別会計予算については、審議において、草刈り業務委託料と財産管理補助との違いについての質問があり、草刈り業務委託料は東谷池の木の伐採等を行うもので、財産管理補助の草刈りとは別に業務委託しているとのことでした。又、春日財産区の基金残高についての質問があり、平成31年度末の残高見込みで2千432万1千円であるとのことでした。

審議の結果、全員、異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第16号、令和2年度太子町下水道事業会計予算については、審議において、企業会計化に伴い一般会計からの繰入金が増加するのか減少するのかとの質問があり、一般会計からの繰入金は1億7千736万7千円となり、昨年度より1千413万円増加している、増加の要因としては流域下水道の維持管理負担金、事業認可変更の業務委託、3条予算、賞与の引当金及び企業会計の初年度に発生する消費税特別損失等の増加によるものとのことでした。

その他、キャッシュフローや管渠の点検についての質問がありました。

審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 只今、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

寺町議員。

〔福祉文教常任委員長 寺町幸雄君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（寺町幸雄君） 皆さん、おはようございます。

今回、福祉文教常任委員会に付託されました議案について審査の結果を報告致します。

議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件については、審議において、社会福祉協議会の決算についての質問があり、毎年、社会福祉協議会の理事会

等で事業決算等の確認がされた上で本町への報告がなされているとのことでした。2日目の福祉文教常任委員会において、平成30年度決算報告書が議員に対して配付されました。

その他、社会福祉協議会の利用料金以外の収入についての質問がありました。

審議の結果、全員、異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、審議において、認定審査会の頻度と認定審査件数についての質問があり、平成30年度の実績は年間で50回、毎週水曜日に開催しており、本町で556件、河南町で776件、千早赤阪村で302件の計1千634件を実施しており、1回当たり平均32.7件となっているとのことでした。

又、審査会事務局の2年の輪番制について、毎回、設置規約の変更の事務手続を行わなければならないのかとの質問に対し、平成11年の基本協定に基づいており、2年という期間は各団体の人事異動状況も踏まえて定められた。各団体担当としては2年という期間で特に問題なく実施出来ている為、変更は検討しておらず、事務手続を毎回行うかについては、地方自治法上、3町村で協議したことを必ず議会に諮り、規約を変更することとなっている為、変更は難しいとのことでした。

その他、医師の意見書の迅速化等についての質問がありました。

審議の結果、全員、異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第5号、太子町国民健康保険条例中改正の件については、審議において、保険料賦課限度額に達している世帯数についての質問があり、現在の93万円では26世帯あるが、96万円に引き上げた場合には25世帯となり、1世帯の減を見込んでいるとのことでした。又、賦課限度額に達する方の収入についての質問では、世帯構成等で変動するが、国の試算では、給与収入で93万円の賦課限度額の場合には950万円であったものが96万円に引き上げた場合は980万円となり、30万円の上昇となるとのことでした。

その他、軽減対象世帯数、賦課限度額引き上げの効果についての質問がありました。

討論においては意見を付けての賛成討論があり、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、審議において、太子町で保険証を所持していない方がどのぐらいいるのかという質

問に対し、被保険者証については毎年10月の一斉更新の際に書留郵便で各家庭に送付しているが、その際に不在等で受け取りが出来ていない方については、改めて各家庭に対して被保険者証の更新についての案内を送付している。しかしながら、それでも受け渡しが出来ていない方が、現在十数名おり、その方に対しては更新の案内の郵送に加え、自宅の訪問も実施しているとのことでした。

審議の結果、全員、異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第8号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、審議において、町内の介護施設の閉鎖について、急に閉鎖することがあるのか、施設側から事前に相談があるのかという質問があり、介護施設や事業所は介護保険法に基づいて運営されており、常勤医師の急逝等でない限り、保険者である役場に事前相談を頂くと共に、利用者に継続的なサービスが提供されるよう、他の施設や事業所の案内を行っているとのことでした。

その他、介護サービス等給付事業の支出内訳の増減に関する質問がありました。

審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第9号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第11号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算については、審議において、葬祭費の給付額を増額することは可能かという質問に対し、葬祭費は国民健康保険の被保険者が亡くなられた際に一律に5万円を給付する制度であり、平成30年度からの国民健康保険制度の広域化により、国保運営方針に基づき府内で金額を統一していることから、本町だけが増額することは困難であるとのことでした。

その他、1人当たりの保険料の府内順位、基金の状況について等の質問がありました。

討論においては反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案通り可決することに決しました。

議案第14号、令和2年度太子町介護保険特別会計予算については、審議において、権利擁護事業の委託料について、高齢者虐待の報道等も行われている中、本町での事例があるのかとの質問に対し、本町においても高齢者虐待に係る事案が年に数件あり、委託料については、法律上どこまで踏み込んでよいのか等、対応に苦慮する場合に弁護士や社会福祉士に相談し、支援を受ける為の経費であるとのことでした。

その他、マスクの在庫、サロン送迎の運行車両や生活支援・移動支援相談窓口につい

での質問がありました。

審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第15号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算については、審議において、被保険者数が34人増加し、保険料が2千200万円増加しているが、大阪府の保険料は全国で何番目になるのかという質問に対し、令和2、3年度を対象とする第7期の保険料については全国的な集計が出来ていない為、平成30、31年度を対象とした第6期の保険料では、大阪府の1人当たりの保険料は月額6千752円となり、東京、神奈川、愛知に次いで高い方から4番目になっているとのことでした。

討論においては反対の討論があり、採決の結果、賛成多数により原案通り可決することに決しました。

請願第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願については、全日本年金者組合より提出され、紹介議員である阪口委員から趣旨説明がなされました。

採決の結果、反対多数により不採択とすることに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 只今、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

村井議員。

〔予算常任委員長 村井浩二君 登壇〕

○予算常任委員長（村井浩二君） 予算常任委員会に付託されました議案について審査の結果を報告致します。

議案第6号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第7号）については、審議において、（仮称）太子町観光案内所整備事業の物件補償費は予備費から捻出されるのかとの質問があり、予備費からではなく、観光推進費の委託料からの流用を考えているとのことでした。

新型コロナウイルスの検査等の関連費用が計上されていないことに対する質問について

ては、未知のウイルスということで国が一括管理を行っており、検査を受けるに当たって、有効なワクチンや確実に効果のある薬もないことから予防接種による予防は出来ないとのことでした。検査については、症状の疑いがあれば新型コロナ受診相談センターへ連絡して頂くこととしており、本町であれば富田林保健所となる。そちらに連絡をして頂き、感染症外来を紹介してもらい、診察を受けて、疑いのある方については検体を採取し、検査センターに検体を送られてコロナウイルスの検査が行われる。各自治体では検査について一切関与出来ない状況となっているとのことでした。

繰越明許費の地域公共交通事業に対して、役場前バス停整備工事が年度内竣工が出来なかったことを問う質問に対し、当初、年度内竣工を目指すべく1月27日に指名競争入札を行ったが、バス停上屋の資材調達が期限内に困難であることが判明し、工事期間について年度を越えたものとする為、繰越明許費として予算計上したとのことでした。

その他、農業次世代人材投資資金の問い合わせ状況、飲食店舗開業補助金、二子塚古墳の整備等についての質問がありました。

審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第10号、令和2年度太子町一般会計予算については、審議において、総務部関係の予算では4月からの人事体制についての質問があり、3月末で7名の管理職が定年退職することから数年前より管理職の人材育成に努めているところで、現時点では4月の選挙を控え、住民サービスに影響が出ない範囲での人事異動を行い、選挙後に時代に沿った組織機構の見直しも含めた体制を整えていきたいと考えているとのことでした。

4月から会計年度任用職員制度が開始されるが、影響する予算を問う質問に対し、令和2年度から予算科目の賃金を廃止し、その分報酬に変更しているが、予算額については前年度とほぼ同額となっている。新たに期末手当を支給する点が異なっており、全体の予算額としては約2千300万円を計上している。又、令和2年度の6月支給分の期末手当について、制度開始に伴って2ヶ月分の支給となることから割り落としを行っており、令和3年度からは約3千500万円を見込んでいるとのことでした。

その他、補正予算についての考え方、公共交通運行業務の委託先、三世代同居・近居支援補助金、結婚新生活支援補助金、マイナンバーの町内での取得率等についての質問がありました。

健康福祉部関係の予算では、予防事業の財源内訳において、国庫支出金や府支出金もあるが、殆どが一般財源となっている。町独自でやっている助成はどのようなものがあ

るか、又、子宮頸がんワクチンは行っていないのかという質問に対し、おたふく風邪ワクチン接種、ロタウイルス予防接種、大人の風疹予防接種、高齢者の肺炎球菌予防接種があり、ロタウイルス予防接種については令和2年10月から定期接種に切り替わる為、今回計上している金額は9月末までとなっており、それ以降は乳幼児の予防接種委託料へ変更となるとのことでした。又、子宮頸がんワクチンについては実施しているが、副作用の関係もある為、積極的な取り組みは実施していないとのことでした。

国民健康保険特別会計繰出金事業では、本町では現在も保険料の町独自の減免を続けているが、広域化に伴い完全に統一されてしまうと町独自の減免はなくなってしまうのかとの質問に対し、府内では、広域化に伴い、経過措置が終了する令和6年度に向けて国保運営方針に定める統一基準に合わせる取り組みを各自治体で進めている。その統一基準には保険料の減免基準についても定められていることから、完全に統一される令和6年度には府内全ての市町村で減免基準が統一されることとなり、保険料の町独自減免を補填する一般会計からの繰出金も廃止となるとのことでした。

その他、サロン送迎バス、心身障がい者の対象者数や構成、集団検診受診の目標達成率等についての質問がありました。

まちづくり推進部関係の予算では、(仮称)太子町観光案内所計画平面図の修正案が提出されましたが、全員協議会においても議員からいくつかの意見が出ている中、もう変更は出来ないのか、変更されるとしても細かな部分だけなのかという質問があり、聞けることはしっかりと聞く、その中で出来ること、出来ないことを判断しながら対応していきたいとのことでした。

聖徳太子没後1400年事業について、手作りのイベントなのか、実行委員会で決まったことに無尽蔵にお金を出すのか、政教分離等についての質問があり、政教分離は大原則であり、聖徳太子のまちということで、一定のルールを守りながらPR活動を進めていきたいとのことでした。

その他、し尿のくみ取り状況、南河内環境事業組合分担金の増額理由、野良猫保護に対するNPO活用や獣医への相談、ドローンの活用、災害対策の備蓄品等に関する質問がありました。

教育委員会関係の予算では、コロナウイルスが猛威を振るい、学校が休校となる中で、学校で働く非常勤の方や委託先で仕事がなくなり困っている方がいるかどうかとの質問があり、学校介助員、学校校務員、司書については授業補完対応や卒業式・入学式の準

備、新学期に向けての準備等を行い、通常通りの勤務を行っているとのことでした。学校給食センターの委託業者については、委託会社にて従業員の収入が大きく変動しないよう検討されており、社員は通常通り給食センターに出勤し、パートタイムの方は毎日ではないが定期的に出勤し、研修等を受講されている状況であるとのことでした。幼稚園においては、現在、休園しているが、預かり保育は継続して実施しており、長期休暇と同様に朝から開放を実施している、ただし、現在の状況を鑑みて不要な預かりは避けて頂くように案内を行っているとのことでした。

学校給食センター維持管理事業について委託料が300万円程度増加している要因についての質問があり、令和元年8月に新たな契約を締結した際の委託内容の見直しにより、従前については町が支給していた委託業者が使用する消耗品等について委託業者が負担するように変更したこと、又、前回、3年前に契約した時点より人件費が上昇していることにより委託料が増加しているとのことでした。

その他、聖火ランナー走行時のPR活動、就学援助事業、ICT教育振興事業の通信費や配備するパソコンについて等の質問がありました。

各所管の説明及び質疑が終了した後に、議案第10号、令和2年度太子町一般会計予算に対する修正動議が西田委員他1名より提出されました。

内容については、6款商工費、1項商工費4千400万円を減額し、12款予備費、1項予備費4千400万円を増額するというものであり、質疑においては、なぜ商工費を予備費に置き換えるのかという質問が提出者に対してなされ、提出者からは、設計案について様々な意見が出ている中、このまま進めていくことへの疑問、指摘等の発言がありました。それに対し、土地所有者とも合意されており、6月補正になれば竣工時期がずれてしまい、仮の事務所を設けることとなる為、余計な費用がかかってしまう等の発言があり、それぞれの立場の意見が交わされました。

採決の結果、反対多数により修正動議は否決することに決しました。

修正動議が否決され、原案である議案第10号、令和2年度太子町一般会計予算についての討論が行われ、討論においては反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 只今、予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第1号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第1号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第2号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第2号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、原案通り可決されました。

次に、議案第3号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○6番（西田いく子君） 議案第3号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件について反対の立場で討論を行います。

距離運賃制にすると運賃表示板等の設備が必要、乗り換え運賃が複雑になる、運転手への負担が大きくなる等の問題が発生する等と事務的な問題を回避する為に、利用者にもわかりやすく運転手への負担も少ないと言いながら利用者だけに我慢を押しつける、

3通りもの料金がある定額運賃制の名に値しない料金設定が押しつけられようとしているだけでなく、金剛バスの距離運賃よりも高い料金を払わなければならない住民すら現れます。全住民が利用出来るといっても、車に乗れない、歩いて買い物や病院に行くのが大変な高齢者が主な利用者になるのに、高齢者にとって本当に優しくない、複雑な料金体制です。又、身体的に移動困難者に対しての福祉施策は考えるとのことですが、経済的に利用出来なくなるかもしれない住民は置き去りにされようとしています。

無料であったり、100円のワンコインであったり、それぞれの自治体で、どうすればより多くの住民さんが利用出来るのかと努力していることをなぜ太子町は検討しようとしないのでしょうか。

平成28年12月の予約型乗り合いワゴン試行運転利用状況報告書に、もし料金の自己負担がある場合、いくらまでなら払うことが出来ますかとの質問で、払えないと答えた件数が14件、6%と書かれていました。ワゴン車に乗り、買い物、お医者さんに行っていたかもしれないこの払えない人が外出の機会を奪われることに痛みを感じないのでしょうか。

この間、実証運行は完成形ではない、検証して変えていくと言っておられました。料金を取った時、料金を取らなかった時も実証運行に加えるべきです。住吉台くるくるバスの視察に行きましたが、そこでも料金を取る、無料で走らせる、この両方を試していました。

地域公共交通会議の場で金剛バスの方が絶対に太子町が料金を取って運行しろとは一言もおっしゃっておられません。この会議を進めている会長が、イコールフットィング（競争条件の平等化）の観点を勝手に持ち出し、無料は望ましくない、金剛バスより安い料金設定は望ましくないとの方向に太子町の公共交通を進めていることに問題があるのではないのでしょうか。太子町が走らせる住民の為の支線交通です。太子町の公共交通が成功したと言えるのは、多くの住民の皆さんが利用出来る公共交通になった時です。民業を圧迫してはならないと、金剛バスを一番に考え、距離によっては住民に金剛バス以上の料金を押しつけ、我慢を強いる料金体系は、今まで利用していた高齢者に負担を押しつけ、介護予防とも逆行する、住民福祉の向上を投げ捨てるものです。太子町の住民さんが本当に喜んでもらえる地域公共交通を求めまして、反対の討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

討論を許します。建石議員。

○10番（建石良明君） 議案第3号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件について、賛成の立場で意見を申し上げます。

本条例は、本年6月からの運行開始に向けて取り組んでいる地域公共交通の支線交通である町運営のコミュニティバスに関して、道路運送法第78条第2項及び同法第79条に基づく自家用有償旅客運送を行う際に必要となる事項を定めるものであります。

昨年の3月に策定された太子町地域公共交通網形成計画の基本方針及び目標達成の為の施策に基づき、地域公共交通の再編と共に、将来にわたって持続可能な地域公共交通の構築に向け、道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置された太子町地域公共交通会議で議論が行われた、道路運送法等により規定されるコミュニティバスの運行をもって畑・山田地域における公共交通空白・不便地域の解消を図るものであります。

又、コミュニティバスの運賃については、道路運送法等により目安とされている地域の一般乗り合い旅客自動車運送事業、所謂路線バスの運賃と競合することなく、利用範囲が概ね異なると考えられる役場を中心とした2区間、又、全区間での運賃設定とする等、利用者側に立った負担軽減策が講じられております。

今後においてはコミュニティバスの利用状況等について絶えず変化していくものと予測されますが、評価、検証を十分に行って頂く等、地域にとって望ましい持続可能な地域公共交通の構築に向けた取り組みに引き続き努められるよう強く要望して、本条例制定の件についての賛成討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

議案第3号を原案通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（森田忠彦君） 起立多数でございます。よって、議案第3号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第4号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○6番（西田いく子君） 議案第4号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件について、意見を付けて賛成の討論を行います。

2020年4月から始まる会計年度任用職員制度は、正規職員を原則とする地方公務員法に、1年任期の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、臨時・非常勤の大部分を移すものであります。いつまでも非正規雇用、いつでも雇いどめ可能、生活出来る賃金が保障されない等、会計年度単位で首切り自由の無権利職員が増大するのではないかと危惧されています。

国の2020年度の予算案には会計年度任用職員の期末手当が支給対象となる1千738億円の財政措置が盛り込まれました。しかし、全額、財政措置されるのかがいまだ確保されていません。その為、各地の自治体では月給の引き下げや、期末手当や退職手当の支給の対象にならないよう勤務日数や所定勤務時間の切り詰めが起っています。太子町ではこのような対応はしていないとのことですが、会計年度任用職員と名を変えても、非正規労働者の働き方の改善にはほど遠いものになっています。

国に会計年度任用職員の待遇改善と正規職員を増やす為の財源確保を求めると共に、太子町として、正規と非正規の差別と格差を是正し、安心して働き続けられる労働条件や職場環境の改善を進めることを要望致しまして、意見を付けて賛成の討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第4号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第5号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 議案第5号、太子町国民健康保険条例中改正の件について、意見

を付けての賛成討論を行います。

医療分保険料賦課限度額を3万円引き上げる改正により、中間所得層の保険料が一定軽減されるということですが、増える額は76万円でしかなく、高過ぎる保険料を引き下げてほしいという住民の声に応える保険料にはほど遠いものがあります。

低所得者対策として、法定減額の対象所得範囲が若干拡大されました。これにより保険料の抑制が図られますが、一方で、消費税が引き上げられたことからすれば、低所得者の負担の軽減と言うには少な過ぎます。国に対して全国知事会も要求しているように、1兆円規模の国費増額による保険料の引き下げを求めてください。

国保制度は2018年から都道府県化が進められていますが、大阪府は国の方針を先取りして、標準保険料率どころか統一保険料率を目指している為、今でも全国で群を抜いて高い保険料なのに、今年度、更に9割の自治体が値上げします。

太子町も激変緩和の為に基金を1千300万円投入して値上げ幅を抑える努力をしていますが、それでも値上げになることには変わりはありません。高過ぎる国民健康保険料の引き下げ、払える保険料を求めまして、意見を付けての賛成討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第5号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第6号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第6号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、平成31年度太子

町一般会計補正予算（第7号）は原案通り可決されました。

次に、議案第7号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第7号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案通り可決されました。

次に、議案第8号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第8号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案通り可決されました。

次に、議案第9号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第9号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案通り可決されました。

次に、議案第10号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○6番（西田いく子君） 議案第10号、令和2年度太子町一般会計予算について反対の討論を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大により国民の間で不安が大きく広がっています。この問題の対応の為には治療対策、検査体制、経済への対応等、抜本的な財政措置が必要です。とりわけ日本は、昨年10月からの消費税増税による新たな消費不況の深まりに加え、新型コロナウイルスの感染拡大による観光客の減少、生産休止やイベント中止等で経済は一層冷え込み、企業の経営も国民の暮らしも危機は深刻です。

安倍政権の一律休校要請等も経済活動に大きな打撃を与えており、苦境に追い込まれた中小企業への支援や働く人が不当に扱われないようにすること等、政府は抜本的な経済対策を強化すべきです。

消費税の増税で昨年の10月から12月期の国内総生産（GDP）は5期ぶりに前年比で年率換算6.3%もの大幅マイナスとなりました。今年1月から3月期も大きく落ち込むのは必至です。

このような状況にありながら、安倍政権は全世代型社会保障改革を打ち出し、全世代に負担を押しつける社会保障改悪を推し進めようとしています。安倍政権のもと、日に日に私達の暮らしは悪くなるばかりです。国の悪政から住民の暮らしを守る町政が求められています。

太子町では、4月に町長選を控え、骨格予算であるはずですが、骨格予算とは、選挙時期等の関係から政策的な判断が出来にくい等の事由により、人件費と必要最低限度の経費を計上する予算、議員必携には、年度当初の4月か5月に町村長の任期満了による選挙が行われるような場合、任期が終わる町村長が自己の判断による政策的予算を当初予算に計上することは道理上も、そして、選挙民の立場から見ても好ましくないと書かれています。

ところが、世界的に新型コロナウイルス感染が広がり、観光にも大きな影響が出ている今、感染拡大に対する対策、住民の暮らしを守る為の緊急の対策にこそ目を向けるべきで、何を急いで、議会でもまだまだ問題点が指摘されている（仮称）太子町観光案内所整備事業の整備を急ぐのでしょうか。行政の停滞は許されないとはいいますが、新しい観光案内所が今すぐなければ行政は停滞するのでしょうか。継続している事業、政策的事業に多額の予算をつけるという、道理上も、選挙民から見ても好ましくない踏み込み

過ぎの予算です。そんなことを言いながら片方で、部長を置かずに4月を迎えることの方がよっぽど太子町役場内を停滞させ、住民に迷惑をかけることになるとはお考えにならないのでしょうか。職員さんが不安の中で仕事をするような役場でいいのでしょうか。災害はいつ起こるとも知れないと言いながら、それぞれの部の責任者がいないことになります。これでは話の筋が通りません。

太子町の住民の皆さんがいいものが出来たと思える観光案内所にすべきだと、日本共産党は一般会計予算の修正動議を提出致しました。残念ながらこれは否決されましたが、1階にするのか、2階建てにするのか、駐車場はどうするのか、年中無休か、食事は提供するのか、議論はこれからです。地域公共交通もまだまだ多くの住民の方が不安を抱えたまま、6月の実証運行をスタートしようとしています。住民の声がどれだけ反映されるのか、成功の鍵はここにあると思っています。職員の知恵を集め、住民の声を聞く町政運営を求めまして、反対の討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

討論を許します。建石議員。

○10番（建石良明君） 議案第10号、令和2年度太子町一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

本予算は、任期満了に伴う町長選挙を4月に控え、義務的経費を中心に骨格予算として編成されたもので、前年度からの継続事業である地域公共交通事業、観光まちづくり拠点の整備や総合スポーツ公園トイレ改修事業等に加え、子育て支援や地域福祉の充実、更には安心安全のまちづくりの為、住民生活にとって必要不可欠な経費を計上されております。

このように、骨格予算であっても限られた財源を効果的、効率的に配分する等、住民サービスを切れ目なく提供することを前提とした予算編成であり、大いに評価が出来るものと考えます。

今後においても、更なる創意と工夫で限られた財源を効果的、効率的に配分し、安定した行財政運営に努められることを強く要望して、本予算の賛成討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

議案第10号を原案通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立7名・反対2名]

○議長（森田忠彦君） 起立多数でございます。よって、議案第10号、令和2年度太子町一般会計予算は原案通り可決することに決しました。

次に、議案第11号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 議案第11号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算について反対の立場で討論を行います。

国民健康保険は、他の医療保険に加入しない全ての住民に医療を保障する制度です。年金生活者になると多くは国保に加入します。国保は誰もが一度はお世話になる医療制度であり、国民の4人に1人が加入する日本最大の医療保険です。

ところが、この大事な制度が、高過ぎる保険料の為、住民を苦しめる事態になっています。自民政権が、1984年の法改正で国保への定率国庫負担を半分に削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。高過ぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決する為には公費を投入するしかありません。全国知事会、全国市長会、全国町村会等も国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続け、公費を1兆円投入して協会けんぽ並み負担率にすることを求めました。又、国保には均等割、平等割という勤労者の医療保険にはない人頭税があり、高い保険料の大きな要因になっています。日本共産党は、国費負担を1兆円増やせば均等割、平等割をなくせると提案しています。

大阪府は、保険料率と減免制度を府内で一本化し、市町村が保険料軽減の為に独自で実施している一般会計からの繰り入れをなくす方針を示しており、低所得者は軒並み大幅な国保料値上げとなります。6年間の激変緩和措置を設けてはいますが、大幅な国保料値上げは避けられません。令和2年度は全国で群を抜いて府内の9割の自治体が値上げになります。

太子町では、昨年は基金1千万円、今年度も1千300万円の基金を繰り入れ、保険料の値上げ幅を抑える努力がなされましたが、連続の保険料値上げになります。住民の暮らしは消費税増税により一層大変になっています。府内の統一化に反対し、一般会計からの繰り入れで保険料を引き下げを求め、反対の討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

討論を許します。村井議員。

○4番（村井浩二君） 議案第11号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で意見を述べます。

国民皆保険制度を支える国民健康保険は、その制度発足時には農林水産業や自営業の方を中心とする医療健康保険制度として創設されました。しかし、その後の少子高齢化等の社会情勢の変化や社会保障制度を取り巻く環境の変化により、国民健康保険の現状は、被保険者の多くを年金生活者や所得の低い被保険者が占めると共に、とりわけ近年は被保険者が大きく減少する一方で医療費は増加する等、その運営は厳しい状況が続いております。

このような状況を受け、大阪府及び府内市町村は平成30年度から各種基準を統一する広域化への取り組みを進めている中、広域化3年目となる本予算案は、昨年度に引き続き、財政調整基金の繰り入れを盛り込む等、保険料の上昇を抑制する町独自の緩和措置を行うことで被保険者の負担増加に配慮した予算案となっており、評価出来るものと考えております。

又、被保険者の健康増進につながる保健事業では、継続して実施している人間ドック助成事業の他、集団健康診査をこれまでの夏に加えて冬にも実施する等、特定健康診査の受診率向上と将来の保険給付費の適正化につながる事業の充実にも取り組んでおり、この点においても一定評価出来るものと考えます。

このように、国・府支出金の財源確保はもとより、国民健康保険財政調整基金の活用による町独自の緩和措置等、被保険者の負担に配慮すると共に、被保険者の健康増進にも積極的に配慮した予算案であると考えます。

今後とも円滑な制度運営と健全な会計に努められますよう要望して、本予算の賛成討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

議案第11号を原案通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（森田忠彦君） 起立多数でございます。よって、議案第11号、令和2年度太子

町国民健康保険特別会計予算は原案通り可決することに決しました。

次に、議案第12号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第12号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号、令和2年度太子町山田財産区特別会計予算は原案通り可決されました。

次に、議案第13号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第13号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号、令和2年度太子町春日財産区特別会計予算は原案通り可決されました。

次に、議案第14号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第14号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号、令和2年度太子町介護保険特別会計予算は原案通り可決されました。

次に、議案第15号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 議案第15号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場で討論を行います。

安倍政権は、政権復帰後の7年間で消費税の税率を現在の10%へと2度にわたって引き上げ、合計13兆円もの大增税を、社会保障の為と言いながら、年金も医療も介護も生活保護も改悪し、合計4.3兆円もの負担増と給付削減を国民に押しつけました。格差と貧困に追い打ちをかけています。

全世代型社会保障検討会議が昨年12月にまとめた中間報告では、現在の社会保障は、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心だと世代間の対立をあおりながら、高齢者に負担増や就労を求める姿勢を鮮明にし、医療費抑制の為、団塊の世代が後期高齢者とされる75歳以上になり始める2022年に間に合うよう、現在、原則1割の75歳以上の医療費窓口負担に2割負担を導入する方針を明記しました。

病気になりがちな高齢者に新たな経済的負担を強いることで社会保障予算を削減、圧縮するのが狙いです。今でもお金のことを気にして通院を控える高齢者は少なくありません。窓口負担の2倍化を導入すれば、必要な受診を我慢する人達が続出しかねません。長生きの土台を掘り崩す負担増はきっぱり撤回すべきです。

2割負担の導入は2008年に発足した後期高齢者医療制度で続いてきた1割負担原則の大転換です。幅広い医療団体が、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保の為、1割負担維持を求めていたにもかかわらず、その声に逆らい、負担増を盛り込んだことは重大です。

政府は負担能力に応じたものと主張します。しかし、現役並み所得の75歳以上は制度開始時から既に3割負担です。保険料は75歳以上も年金収入等に基づき負担しています。保険料は改定の度に上昇傾向の一方、低所得者の軽減措置は次々撤廃されています。負担に耐えられず、保険料を滞納する75歳以上は年間約20万人に達し、滞納を理由に財産を差し押さえられた人も増加の一途です。

年金が、実質、目減りする中、医療にかかる費用をどう賄うか、日々苦しんでいるのが圧倒的多数の高齢者の現実です。この実態を無視し、新たな負担増を高齢者に押しつける口実に応能負担を持ち出すことは極めて乱暴です。75歳以上の親を介護している現役世代への打撃も計り知れません。年齢で差別する後期高齢者医療制度の廃止を求めて、反対の討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

議案第15号を原案通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（森田忠彦君） 起立多数でございます。よって、議案第15号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は原案通り可決することに決しました。

次に、議案第16号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第16号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号、令和2年度太子町下水道事業会計予算は原案通り可決されました。

次に、請願第1号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○6番（西田いく子君） 全日本年金者組合太子・河南支部、今田清秋支部長、高谷一二三書記長から提出された、太子町議会から政府に対して意見書提出を求める請願第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について賛成の立場で討論を行います。

請願の趣旨には、高齢化に伴い耳が聞こえにくくなって、仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えています。加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にする等、生活の質を落とす大きな原因となっています。最近では、加齢性難聴によるコミュニケーションの減少によって、脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられています。加えて、背後からの車両の接近に気づけなくなる等、事故や犯罪被害にも遭いやすくなるこ

とが懸念されています。日本の難聴者率は欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円から20万円であり、保険適用ではない為、全額自己負担となります。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者である高度・重度難聴の場合は補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割が自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。補聴器の更なる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことが出来、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えますとの趣旨で、その為、国に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを求めてほしいと太子町議会から意見書を上げてほしいとの請願です。

国会でも、2019年3月の財政金融委員会で、厚労省は補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証する為の研究を推進すると答弁し、麻生財務大臣も、厚労省から提案はまだないが、やらなければならない必要な問題だと述べています。

国に高齢者への補聴器購入補助制度を求める意見書は、兵庫県議会では全会一致で可決され、進んだ自治体の中には、全ての年齢層に対し、公的補助制度を設けている所もあります。

年金者組合の2020年2月3日現在の調べでは、県議会でも5県、65市町村で採択、ここ大阪府ではお隣の富田林市、又、泉大津市、摂津市、交野市、吹田市議会でも採択されており、年々、採択する自治体が増えています。

全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという憲法25条の精神を生かすバリアフリーが徹底されたまちづくりの為にも、高齢者の補聴器購入に国が補助制度を作ることが高齢者の生活や健康維持を保障するものにつながるのではないのでしょうか。

この請願には意見書を提出してほしいとありますが、この意見書の文案は添付されていません。議員の皆様方の身近にも難聴で困っておられる方がいらっしゃると思うのです。その方々の声を乗せた太子町議会としての意見書をみんなで作って国に提出しませんか。是非、身近におられる難聴の方、難聴で困っておられる方、お一人おひとりを思い浮かべて頂けないかと思います。是非、本請願に議員各位のご賛同を心からお願い致します。

しまして、賛成の討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決を行います。

採択、不採択をお諮り致します。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立3名・反対6名〕

○議長（森田忠彦君） 反対多数でございます。よって、請願第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願は不採択となりました。

○議長（森田忠彦君） 日程第18、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題と致します。

お手元に配付しております通り、議会運営委員長、広報特別委員長及び生涯学習施設建設調査特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮り致します。

各委員長の申し出の通り、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る3日に開会して以来、本日までの17日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議を頂き、厚く御礼申し上げます。理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からのご指摘並びにご意見を尊重して頂き、事務執行に反映されますよう要望致します。

それでは、これをもちまして令和2年第1回太子町議会定例会を閉会致します。

（午前10時55分 閉会）

○議長（森田忠彦君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（浅野克己君） 令和2年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し

上げます。

去る3日に開会以来、本日まで17日間という長い会期中、本会議並びに委員会におきまして慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出致しました全ての案件につきまして原案通りご議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会中に議員の皆様から頂きましたご意見等を十分踏まえながら町政運営を進めて参りたいと考えておりますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

又、先程ご報告がありました全国町村議会議長会、自治功労者表彰を受けられました山田議員におかれましては誠におめでとうございます。長年のご活躍に心から敬意と感謝を申し上げますと共に、今後におかれましても一層のご活躍をされますことをご祈念申し上げます。

さて、私の3期目の任期も残りわずかとなりました。一般質問においても答弁を致しましたが、私にとって3期目となるこの4年間は、誰もが住みたくなる、住み続けたくなるまち太子町を信条と致しまして、1期目、2期目での取り組みを土台に、更なる住民本位の行政、そして、持続可能なまちづくりの確立と活力ある魅力的なまちづくりを実現すべく、次世代を担う子ども達の健全な成長を願い、子育て支援体制・施策の充実としての子育て支援課、子育て包括支援センターの設置や、幼稚園・保育園の保育料軽減、出産祝い品の贈呈等を行うと共に、磯長・山田両小学校空調整備等、教育環境の充実を図って参りました。又、住民生活の利便性の向上と地域の活性化に向け、都市計画道路太子西条線の整備を行うと共に、商業施設の誘致を行いました。更には、道半ばではありますが、高齢者を始め、より多くの方々にご利用頂ける持続可能な地域公共交通の構築に向けた取り組みを進めると共に、議員の皆様方との合意形成を踏まえ、多くの方が待ち望んでおられる図書館機能を兼ね備えた（仮称）生涯学習施設の早期実現を図るべく、我が町太子町の将来を見据えつつ、誠心誠意、全力で本町のまちづくりに取り組んできたところであります。

そして又、今まさに本町における人口減少、超高齢社会が現実のものとなる中、これまでも増して持続可能な財政構造の構築が重要となることから、時代の変化をしっかりと受けとめ、全身全霊で太子町の更なる飛躍を目指す決意を致しております。議員の皆様におかれましても尚一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この時期、寒暖の差が激しい気候が続きますが、議員の皆様方におかれましては、健康に留意され、ますますご活躍頂きますことを心からご祈念申し

上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） 本日はどうもご苦労様でした。これにて散会と致します。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 森 田 忠 彦

太子町議会議員 辻 本 馨

太子町議会議員 村 井 浩 二